

平成 28 年熊本地震からの復旧・復興
及び
2019 年度（平成 31 年度）の重点施策
に関する要望

平成 30 年 6 月

熊 本 市

未曾有の災害となった「平成28年熊本地震」から2年が経過しました。本市では、被災者の生活再建支援を最優先に復興計画に掲げる施策を着実に進めております。

国におかれましては、発災当初からこれまで、被災者の生活支援に係る迅速な対応を始め、国庫補助制度の創設や拡充等、被災自治体の財政負担軽減のために様々な支援を講じて頂き、心から感謝申し上げます。

しかしながら本市では、今なお多くの方が仮設住宅等での生活を余儀なくされており、引き続き被災された全ての皆様が1日も早く生活を再建し、市民の皆様に復興を実感いただけるような施策を最優先で進めていく必要があります。

また、熊本城の復旧や地域経済をけん引する中心市街地の再開発など「復興の加速化」へ向けた取組を重点的に進めるとともに、「未来への礎」を築くため、子育て世帯が安心して子どもを産み育てることができる環境整備を始め、次世代を担う子どもたちのための教育環境の整備などに積極的に進めてまいります。

国におかれましては、一日も早い被災者の生活再建と本市の復興への歩みを確かなものにするため、次の項目について、柔軟かつ万全の対策を講じていただきますよう強く要望いたします。

平成30年6月

熊本市長 大西一史

目 次

平成 28 年熊本地震からの復旧・復興に関する要望

内閣府関係 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ P3

- 被災者の生活再建・住まい確保に向けた財政支援等
- 統一的な被災者支援システムの導入
(併せて、総務省にも要望)
- 避難所施設の災害対応機能強化に対する財政支援

文部科学省関係 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ P9

- 児童生徒の心のケアに対する財政支援
- 熊本城の復旧・復興に向けた支援の継続
(併せて、国土交通省にも要望)
- 文化財（未指定を含む）の復旧に対する財政支援
(併せて、総務省にも要望)

経済産業省関係 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ P15

- 中小企業等の復旧・復興に対する支援の継続等

国土交通省関係 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ P17

- 宅地復旧に必要な支援の継続
(併せて、総務省にも要望)
- 被災マンションの建替えに必要な支援の継続
- 災害公営住宅の建設に必要な支援の継続
- 被災住宅用地特例の更なる拡充

環境省関係 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ P23

- 大規模災害時における災害廃棄物処理の弾力的な運用

2019 年度（平成 31 年度）の重点施策に関する要望

内閣府関係 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ P27

- 社会保障・税番号制度の安全かつ円滑な運用に向けた支援
(併せて、総務省、厚生労働省にも要望)

文部科学省関係 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ P31

- グローバル化に対応した英語教育の推進に伴う財政支援
- 義務教育施設等の整備促進に対する財政支援
- SNS 等を活用した相談事業への財政支援
- 学校における働き方改革の推進に向けた財政支援等

厚生労働省関係 · P39

- 「こうのとりのゆりかご」への国の積極的な関与
- 子どもの医療費負担の軽減に向けた措置
- 待機児童対策への支援
- 子どもの貧困対策の推進に対する支援

農林水産省関係 · P49

- 農業農村整備事業に対する財政支援及び要件緩和
- 水産生産基盤整備事業、水産物供給基盤機能保全事業に対する財政支援

国土交通省関係 · P57

- 道路・街路事業の実施に必要な予算の確保
- 桜町地区第一種市街地再開発事業及びオープンスペース整備等に必要な予算の確保
- 熊本駅周辺地区における駅前広場整備に必要な予算の確保
- 白川改修事業及び立野ダム建設事業の促進
- 熊本都市圏の道路網の早期整備
- 熊本港の耐震強化岸壁の早期整備
- 下水道事業の国庫補助制度による適切な財政支援

環境省関係 · P73

- 容器包装リサイクル制度における処理体制の見直し

平成 28 年熊本地震からの 復旧・復興に関する要望

内閣府

被災者の生活再建・住まい確保に向けた財政支援等

【内閣府】

平成28年熊本地震では、多数の住宅被害が発生するとともに、宅地にも甚大な被害が生じました。

しかしながら、現行の被災者生活再建支援制度では、半壊（解体世帯を除く）や一部損壊の住家被害及び宅地被害に関しては復旧に相当の費用を要するものの、支援の対象外となっており、迅速な住宅再建の大きな障害となっている状況です。

また、低所得者層に対する公的な融資制度として「災害援護資金貸付制度」がありますが、その償還方法や償還期間について、被災者の現状に合った内容にならないため、結果、被災者が利用したくて利用できない支援制度になっております。

さらに、貸付金の原資の一部は国庫貸付金ですが、償還期間最終年度で未回収の分は被災自治体が負担せざるを得ない実情があります。

加えて、償還にかかる事務費についても、被災者から得る利息の範囲内でまかなうことになっているため、不足等が生じた場合は、同じく被災自治体が負担することになります。

つきましては、今後の災害対応も含め、迅速な被災者の生活再建とそのための被災自治体の財政負担軽減のため、次のとおり要望いたします。

一、被災者生活再建支援制度の恒久的な制度改正として、

- ・半壊世帯も50万円の基礎支援金支給対象としていただきたい。
- ・一部損壊世帯も支援金の支給対象としていただきたい。
- ・住宅を建設・購入した場合等の加算金支給とは別に、宅地の復旧加算金（100万円）を創設していただきたい。

一、災害援護資金貸付制度の恒久的な制度改正として、

- ・月賦償還を償還方法のひとつとして採用していただきたい。
- ・据置期間及び償還期間を延長していただきたい。

一、災害援護資金貸付制度における国からの貸付金の償還について、借受人の困窮状態等に応じて、減免や償還期間の延長を行う等、貸付金の回収状況を考慮して対応していただきたい。

一、災害援護資金貸付制度にかかる事務費について、その財源を借受人からの利息とするのではなく、補助金として交付していただきたい。

【現行の支援制度と要望内容】

項目	現行制度	要望内容
被災者生活再建支援金の支給対象	<ul style="list-style-type: none"> 半壊世帯は一部支給対象 一部損壊世帯は対象外 宅地被害は対象外 	<ul style="list-style-type: none"> 半壊世帯まで 50 万円支給 一部損壊への支給 宅地被害世帯に 100 万円支給
貸付制度の償還方法及び償還期間	<ul style="list-style-type: none"> 年賦又は半年賦償還 償還期間 10 年（据置 3 年） 	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度に加え月賦償還の採用 据置期間及び償還期間の延長
貸付金の国への償還	<ul style="list-style-type: none"> 国の貸付金の償還期間 11 年 借受人の困窮による減免規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> 償還期間の延長措置 減免規定の追加
貸付業務にかかる事務費	<ul style="list-style-type: none"> 被災者である借受人からの利息でまかぬう 	<ul style="list-style-type: none"> 事務費に対する補助金交付

【被災者生活再建支援制度：支給対象及び支給額】

区分		①基礎支援金 (被害程度)	②加算支援金 (住宅再建方法)	合計 ① + ②
複数世帯	全壊世帯 解体世帯	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃貸	50万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃貸	50万円
単身世帯	全壊世帯 解体世帯	75万円	建設・購入	150万円
			補修	75万円
			賃貸	37.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円
			補修	75万円
			賃貸	37.5万円

【被災者生活再建支援制度：宅地被害の状況（被災者へのアンケート調査※より）】

※「平成 28 年熊本地震にかかるアンケート調査」

調査期間：平成30年1月5日～29日 対象者：罹災証明書発行者（すべての罹災区分）

対象者数：2,000世帯（無作為抽出） 回答数：936世帯 回答率：46.8%

●宅地復旧工事の有無 ※回答者の半数に宅地被害あり



●宅地復旧費用 ※復旧に費用を要したと回答した方の6割以上が50万円以上の被害



【災害援護資金貸付制度：貸付実績及び過去の貸付の償還状況】

●平成 28 年熊本地震の貸付実績（平成 30 年 5 月 31 日現在）

決定件数：559 件（金額：942,564 千円） ※貸付は平成 29 年 9 月末で受付終了

●過去の災害における本市の貸付・償還状況（平成 30 年 5 月 31 日現在）

貸付数	貸付金額 (千円)	未償還金額（千円）				未償還率
		未償還数	元金	利子	合計	
735 件	504,960	154 件	80,748	9,327	90,075	15.99%

統一的な被災者支援システムの導入

【内閣府・総務省】

平成28年熊本地震のように、多数の住宅被害が発生する大規模災害時には、効率的な被災者支援を行うために住家被害認定調査や罹災証明書の発行、被災者の情報管理（被災者台帳の整備）に活用する総合的なシステムが必要不可欠です。

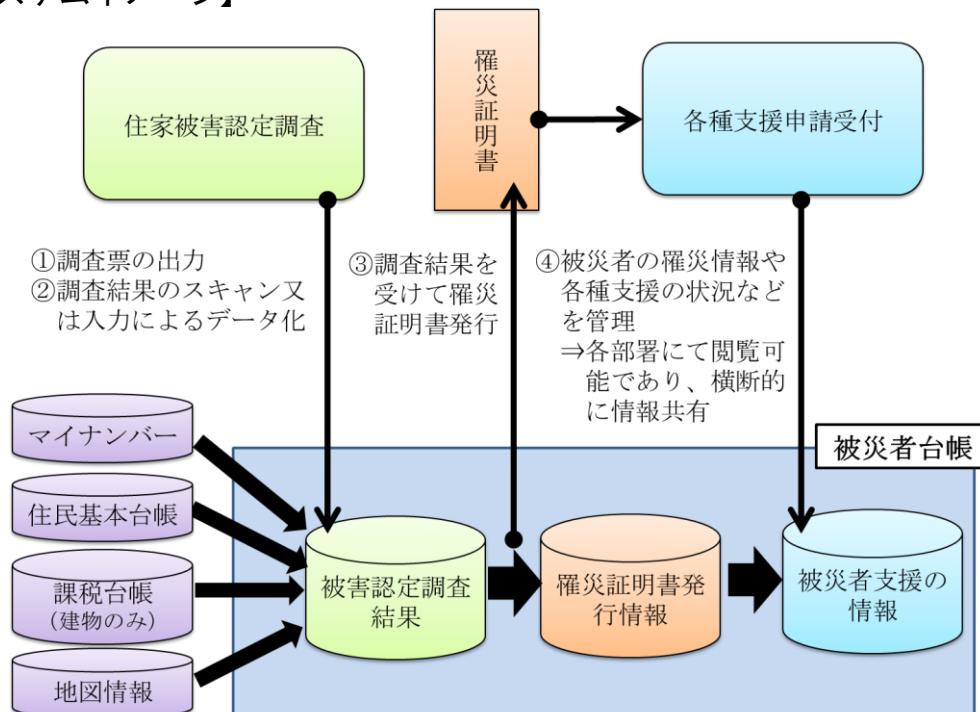
しかしながら、自治体単独でシステムを導入・維持することは財政面から困難であるとともに、広域的災害時に各自治体間で被害認定調査等の公平性を確保するためには、統一的な対応が必要となります。

また、全国統一的なシステムであれば、他都市からの応援職員も効率的に災害対応を行えるという大きな効果があります。

つきましては、今後の大規模災害発生時における被災自治体の迅速な支援活動及び被災者の早期の生活再建を図るため、次のとおり要望いたします。

一、国において、マイナンバーを活用する全国統一的な被災者支援システムを導入していただきたい。

【システムイメージ】



避難所施設の災害対応機能強化に対する財政支援

【内閣府】

平成 28 年熊本地震では、相次いだ激しい余震により、家屋の倒壊等で避難した住民に加えて、屋内滞在を恐れる人たちも避難所に集中し、市内の避難者数は最大で 11 万人に上りました。

また、家族に高齢者や妊産婦、乳幼児等の要配慮者がいるために指定避難所での生活を避ける「車中泊避難」が多く発生しました。

加えて、一部の避難所では、被災により避難所機能を果たせず、指定避難所以外の多くの公共施設等も避難所として開設しました。

今回のような大規模災害時に避難所（指定外も含む）が十分な機能を発揮するためには、施設の耐震性能を更に向上させるとともに、トイレのバリアフリー化等、避難所環境を整備することが必要です。

つきましては、避難所が、高齢者や乳幼児等といった要配慮者も含め、安全に安心して避難できる場所として更なる機能充実が図られるよう、次のとおり要望いたします。

一、避難所施設（指定外も含む）の非構造部材の耐震化や環境整備（トイレのバリアフリー化等）について、補助制度を創設していただきたい。

【現行の支援制度と要望内容】

項目	想定している主な施設	現行制度	要望内容
避難所施設の非構造部材の耐震化	・スポーツ施設（指定） ・公設公民館（指定） ・コミュニティセンター（指定外）	補助制度なし ※1、※2	補助制度創設
避難所施設の環境整備（トイレのバリアフリー化等）	・スポーツ施設（指定） ・公設公民館（指定） ・コミュニティセンター（指定外）	補助制度なし ※1	補助制度創設

※1：一部は緊急防災減災事業債の対象

※2：一部の特定天井の耐震化については、社会資本整備総合交付金の対象

《コミュニティセンター》

本市では、地域づくりの活動拠点として市内に 74 箇所設置している。熊本地震では、28 箇所にて延べ 13,000 人を超える避難者を受け入れた。

文部科学省

児童生徒の心のケアに対する財政支援

【文部科学省】

平成 28 年熊本地震後、これまで、カウンセリングが必要な児童生徒数の調査を 9 回行っておりますが、毎回、新たにカウンセリングが必要となる児童生徒が確認されている状況です。

また、平成 29 年度の調査において、カウンセリングが必要な児童生徒数、新たにカウンセリングが必要となった児童生徒数が、平成 28 年度末の調査結果に比べて、ともに増加に転じております。このように、地震は多くの子どもたちの心に大きな影響を与えており、その影響による心の不安は、時間をおいても現れると考えられます。

現在、震災に伴い全額国庫補助で実施しているスクールカウンセラーの派遣事業については、被災児童生徒の心のケアのために非常に有効な手段であると実感しております。

一方で、過去、同様に被災した他の自治体では、数年間にわたり児童生徒の心のケアを続けている状況にあることに鑑みると、今後も、不安を抱える児童生徒への適切な対応を長期的に継続し、児童生徒の心の安定を図る必要があります。

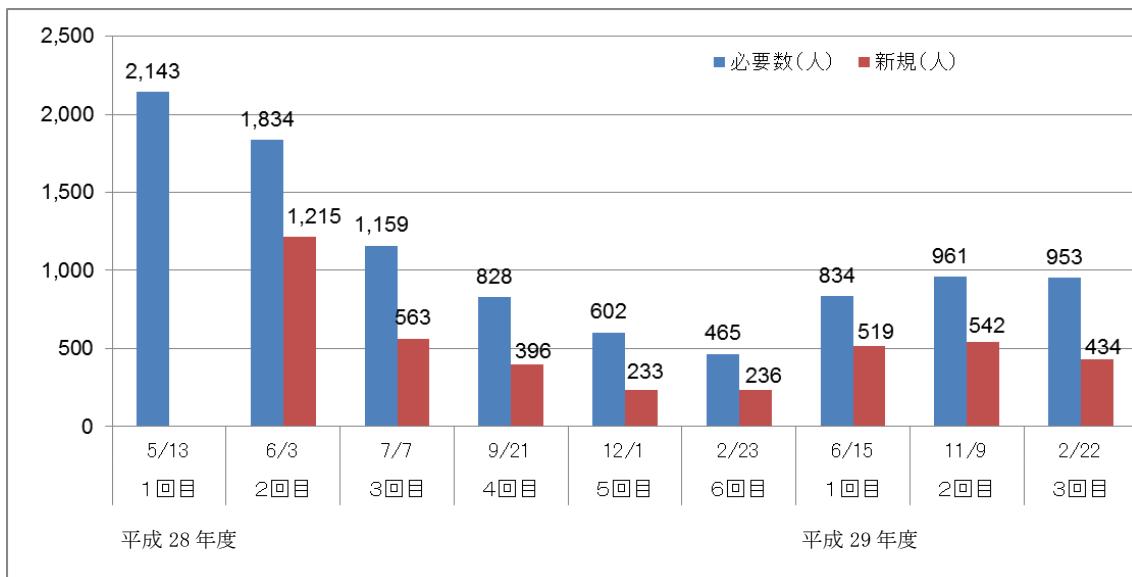
つきましては、次のとおり要望いたします。

一、被災児童生徒の心のケアのため、全額国庫補助による長期的な財政支援を継続していただきたい。

【平成 28 年熊本地震に伴うカウンセリングが必要な児童生徒数の調査結果】

対象：熊本市立小中学校の全児童生徒 平成 28 年度：61,039 人

平成 29 年度：60,321 人



【総事業費】

2 億円程度

〈平成 28 年度〉

- ・緊急派遣スクールカウンセラ一分（他都市派遣分） 約 92,600 千円
- ・本市スクールカウンセラ一分（震災対応分） 約 8,800 千円

〈平成 29 年度〉

- ・震災対応分 約 22,000 千円

〈平成 30 年度～2020 年度（平成 32 年度）〉

- ・震災対応分 約 22,000 千円 × 3 ヶ年 = 約 66,000 千円

熊本城の復旧・復興に向けた支援の継続

【文部科学省・国土交通省】

平成 28 年熊本地震により甚大な被害を受けた熊本城の復旧には、被害額約 634 億円に及ぶ多大な復旧費用と 20 年もの長い復旧期間を要することが見込まれるとともに、高い専門知識と技術、人員を要します。

そのような中、国におかれでは熊本城の復旧に対して特段の財政措置をいただくとともに、平成 29 年度末に策定した熊本城復旧基本計画への助言をはじめ、復旧事業の方針等の検討に係る人的・技術的支援についても特段のご支援を賜り御礼申し上げます。

しかしながら、熊本城復旧基本計画の推進を図るためにには、復旧財源も含めた国の特段の支援継続が不可欠です。

つきましては、次のとおり要望いたします。

一、熊本城の復旧・復興に向けて、現行の特段の財政支援の継続と必要な予算を確保していただくとともに、人的・技術的支援についても特段の支援を継続していただきたい。

【熊本城の被害額】

(平成 28 年 9 月 14 日公表時点)

区分	被害額
石垣	約 425 億円
重要文化財建造物	約 72 億円
再建・復元建造物+その他公園施設	約 137 億円
総額	約 634 億円

(注 1) その他関連施設として旧細川刑部邸(約 5 億円)

(注 2) 現時点での概算値。今後、調査・設計・復旧等の進捗に伴い、変更がある。

文化財（未指定を含む）の復旧に対する財政支援

【文部科学省・総務省】

平成28年熊本地震において、国や県、市の指定文化財や指定文化財としての潜在的価値を有する未指定文化財の多くが被災しており、これらの復旧には相当の期間と多額の経費を要します。

しかしながら、国指定文化財の災害復旧については、国庫補助制度はありますが、文化財所有者の負担もあり、また、国指定以外の文化財については、熊本県が設置した「熊本地震被災文化財等復旧復興基金」による民間所有者への支援は一部あるものの、国庫補助制度がないことから、自治体及び文化財所有者等の負担が過大となり、一部では未指定文化財の建造物が解体されるなど、文化財の保存・復旧が進まない状況も発生しております。

つきましては、これらの文化財を確実に守り、将来にわたって継承していくため、次のとおり要望いたします。

- 一、国指定文化財等の災害復旧に向け、継続的に財政支援を講じていただくとともに、助成制度を拡充していただきたい。
- 一、県・市指定及び潜在的価値を有する未指定文化財の災害復旧についての助成制度を創設していただきたい。
- 一、指定文化財の災害復旧に要した負担額（民間所有者への市補助金を含む）に対して、確実な特別交付税措置を講じていただきたい。

【現行の支援制度と要望内容】

項目	現行制度	要望内容
国指定文化財等への継続的な財政支援及び助成制度の拡充	<ul style="list-style-type: none">・国指定：70～85%補助・国登録：設計費のみ70～85%補助	<ul style="list-style-type: none">・国指定：70～85% ⇒<u>支援の継続</u>・国登録：設計費70～85% ⇒<u>支援の継続+補助対象の拡大(設計費+工事費)</u>
県・市指定及び未指定文化財への助成制度の創設	<ul style="list-style-type: none">・県・市指定文化財：補助制度なし・未指定文化財：補助制度なし	<ul style="list-style-type: none">・<u>災害復旧に対する国庫補助制度の創設</u>
指定文化財の災害復旧に要した負担額に対する確実な特別交付税措置	<ul style="list-style-type: none">・災害復旧に係る指定文化財復旧に対する特別交付税措置： (地方負担額×0.8)	<ul style="list-style-type: none">・<u>特別交付税措置(地方負担額×0.8)の確実な実施</u>

経済産業省

中小企業等の復旧・復興に対する支援の継続等

【経済産業省】

平成 28 年熊本地震では、被災により多くの企業が休業を余儀なくされ、本市の主力産業である農水産業、観光産業のみならず、製造業、商業、サービス業等においても甚大な被害が生じました。

商工業の設備、建物等の復旧・復興には、グループ補助金及び小規模事業者持続化補助金（地震対応型）が非常に効果的ですが、復旧工事の増加等の影響により工事業者が決まらず、補助申請に辿り着かない事業者や、工事業者が決まったものの期間内の工事完了ができない事業者もいまだ数多い現状があり、引き続き支援の継続が必要です。また、大きな被害を受けたものの、企業規模によってグループ補助金の対象外となっている大企業等も存在しております。

つきましては、本市経済の力強い復旧・復興のため、次のとおり要望いたします。

- 一、グループ補助金について、次年度以降の継続実施とともに、大企業への対象拡大を実施していただきたい。実施に当たっては、発災時まで遡っての適用をお願いしたい。
- 一、平成 28 年度に実施していただいた小規模事業者持続化補助金（地震対応型）について、今後復活していただきたい。

【グループ補助金の申請・交付決定状況（熊本県全体 平成 30 年 5 月 31 日現在）】

助成金予算額（国・県合計額） 1,544.8 億円

補助金交付決定額 1,312.5 億円（決定率：85.0%）

区分	補助金申請 予定者数	補助金 申請者数	補助金交付 決定者数	補助金 未申請者数
事業者数	4,846 (100.0%)	4,720 (97.4%)	4,707 (97.1%)	126 (2.6%)

【本市商工業の被害額：1,720 億円（推計）】

内訳：製造業 869 億円、卸・小売業 829 億円、宿泊業 22 億円

※グループ補助金対象外の製造業（大企業）の被害額 約 100 億円（推計）

【小規模事業者持続化補助金（地震対応型）の申請・交付決定状況】

平成 28 年度	申請件数	採択件数	採択率
申請事業者数 ※重複申請除く	2,213	1,309	59.2%

国土交通省

宅地復旧に必要な支援の継続

【国土交通省・総務省】

平成 28 年熊本地震では、造成地の滑動崩落や擁壁崩壊、液状化など多大な宅地被害が発生しており、本市における被害件数は約 7,200 件となっております。

このような中、平成 29 年度より引き続き平成 30 年度当初予算においても多くのご支援をいただいているところですが、2019 年度（平成 31 年度）以降も、約 40ha にも及ぶ被害範囲の液状化対策工事を順次進め、被災者の一日も早い生活再建を更に支援する必要があります。

つきましては、宅地復旧が円滑に図られるように、次のとおり要望いたします。

一、宅地耐震化推進事業の推進に当たり、引き続き、

- ・必要な予算の確保や地方負担の軽減を継続していただきたい。
- ・液状化対策委員会における国の関与を継続していただきたい。

【擁壁崩壊被害】



【液状化被害】



被災マンションの建替えに必要な支援の継続

【国土交通省】

平成 28 年熊本地震により多くのマンションが被災しましたが、全壊・大規模半壊などの被害の程度が大きいものについては、費用等の面から住民間の合意形成が進まず、いまだ建替えに着手できていない状況です。

のことから、本市では、国の補助事業である優良建築物等整備事業を活用した支援を通じて、住民間の合意形成を図り、建替えを促進したいと考えております。

優良建築物等整備事業については、既に国よりご支援をいただいているところですが、2019 年度（平成 31 年度）以降についても、被災者の住まいの確保が円滑に図られるように、次のとおり要望いたします。

一、優良建築物等整備事業について、

- ・引き続き、事業の推進に必要な予算を確保していただきたい。
- ・熊本地震に関連して実施される事業に関する補助率の優遇措置の申請期限を、更に 1 年間延長していただきたい。

【建替えを予定若しくは検討しているマンション】

罹災判定	建替え決定	建替えを検討中
全壊	1団地5棟→1棟に集約して建替え	4団地4棟
大規模半壊	—	1団地 1 棟

【優良建築物等整備事業における現行の措置と要望内容】

	現行		要望内容
	補助率	申請期限	
熊本地震に関連して実施される事業	補助率を1/3から2/5に読み替える	2019年(平成31年) 3月31日まで	申請期限を2020年(平成32年)3月31日まで延長

災害公営住宅の建設に必要な支援の継続

【国土交通省】

平成 28 年熊本地震では、多大な住宅被害が発生し、本市における応急仮設住宅等の提供戸数は、平成 30 年 5 月 31 日現在で約 8,000 戸となっており、昨年 12 月に実施した「被災者向け公営住宅の申込み」の結果を踏まえ、これまでの 150 戸に加え、160 戸程度の災害公営住宅の建設に向けて計画を進めております。

このような中、平成 28 年度、29 年度分の災害公営住宅建設については、国より既にご支援をいただいているところですが、追加整備分についても今後、早急に計画を具体化し、一日も早い生活再建を支援する必要があります。

つきましては、被災者の住まいの確保が円滑に図られるように、次のとおり要望いたします。

一、災害公営住宅整備事業について、引き続き、事業の推進に必要な予算を確保していただきたい。

【災害公営住宅の整備状況】

	整備地域	戸数	事業費	備 考
①	西・南区	76戸	約14.6億円	平成28年12月補正予算計上済 基礎工事中
②	城南地域	19戸	約5.1億円	平成28年12月補正予算計上済 基礎工事中
③	中央区	19戸	約4.8億円	平成29年2月補正予算計上済 杭工事中
④	東区	36戸	約11.6億円	平成30年2月補正予算計上済 整地工事公告中
小計（当初）		150戸	約36.1億円	
⑤	城南地域 (豊田校区)	20戸 程度	約6.7億円	平成30年2月補正予算計上済（設計費のみ） ※民有地 買取方式とし、事業者提案審査中
⑥	城南地域 (隈庄校区)	60戸 程度	約15.4億円	平成30年2月補正予算計上済 ※民有地 買取方式とし、事業者提案審査中
⑦	中央区	80戸 程度	約20.3億円	平成30年2月補正予算計上済（設計費のみ） 買取方式とし、事業者提案審査中
小計（追加）		160戸	約42.4億円	
合計		310戸	約78.5億円	

被災住宅用地特例の更なる拡充

【国土交通省】

平成 28 年熊本地震で被災し解家された住宅の敷地については、地方税法において被災住宅用地の特例措置が設けられており、震災発生後 2 年度分（平成 29、30 年度分）の固定資産税及び都市計画税については、当該土地を住宅用地とみなして課税しております。

しかし、発災後 3 年度目となる 2019 年度（平成 31 年度）については、住宅用地の特例が適用されなくなります。まだ多くの被災者が住宅再建に着手できない状況の中で、2019 年度（平成 31 年度）からの税負担の増加は、生活再建の支障となるおそれがあります。

つきましては、被災者の生活再建を税制面から支援していただきため、次のとおり要望いたします。

一、固定資産税及び都市計画税に係る被災住宅用地の特例措置について、現行、震災発生後 2 年度分とされている特例期間を延長していただきたい。

【現行の支援制度と要望内容】

現行	要望内容
本則2年 平成29年度から、被災市街地復興推進地域（土地区画整理事業等を実施することを目的に市町村の都市計画で定めるもの）について、4年に拡充 (※東日本大震災により滅失・損壊した被災住宅用地については、平成24年度分から2021年度（平成33年度）分まで特例を適用。)	特例期間の延長

【被災住宅用地特例に伴う影響税額】

	固定資産税		都市計画税		合計
	対象筆数	影響税額	対象筆数	影響税額	
平成 29 年度 (実績)	2,760 筆	136,250 千円	2,045 筆	9,713 千円	145,963 千円
平成 30 年度 (見込)	7,500 筆	379,000 千円	5,800 筆	27,800 千円	406,800 千円

環境省

大規模災害時における災害廃棄物処理の弾力的な運用

【環境省】

平成 28 年熊本地震の発生に伴い、約 13,000 件の被災家屋の解体が行われ、大量の災害廃棄物が発生しました。このような状況の中、県外の石膏ボード破碎施設など、産業廃棄物処理施設設置許可対象外の施設を設置している業者から、災害廃棄物処理の申し出がありました。

しかし、災害廃棄物は一般廃棄物に区分されるため、産業廃棄物として処理はできません。それに対して既存の法制度の中で一定の特例措置はしていただいているものの、石膏ボード破碎施設など産業廃棄物処理施設設置許可対象外の施設で処理する場合は、特例により対応することができませんでした。

そのため、広域での迅速な処理ができなかったことに加え、再資源化が可能な廃棄物が最終処分されてしまいました。

つきましては、大規模災害時に発生する災害廃棄物の処理の迅速化及び適切な再資源化ができるよう、次のとおり要望いたします。

一、 大規模災害時、災害廃棄物を自治体の判断で産業廃棄物としても取り扱えるよう特例的な取り扱いをしていただきたい。

【発災直後の二次仮置場の様子（旧戸島埋立地）】



2019 年度（平成 31 年度）の重点施策 に関する要望

内閣府

社会保障・税番号制度の安全かつ円滑な運用に向けた支援

【内閣府・総務省・厚生労働省】

各地方公共団体の番号制度導入に当たっては、情報システムの構築・改修に加え、国から要望のあった「自治体情報セキュリティ対策」に係る対応等を行っており、経費面だけでなく、業務面でも多くの負担を強いられている状況にあります。

番号制度は、国家的な情報基盤整備であるにもかかわらず、その運用や今後の運用に伴い必要となる情報システムの構築・改修及びその他国が地方公共団体に実施を求める事項に係る経費については、その一部は国庫補助等の対象となっているものの、依然として地方公共団体が厳しい財政負担を強いられています。

また、今後、毎年度実施予定のデータ標準レイアウトの改版は、番号制度の対応に大きな影響を及ぼしますが、現状で提示されているスケジュールでは、改版内容による影響範囲や要件確認、経費算定など十分な期間の確保が難しい状況となっています。

つきましては、社会保障・税番号制度の安全かつ円滑な運用を図るため、次のとおり要望いたします。

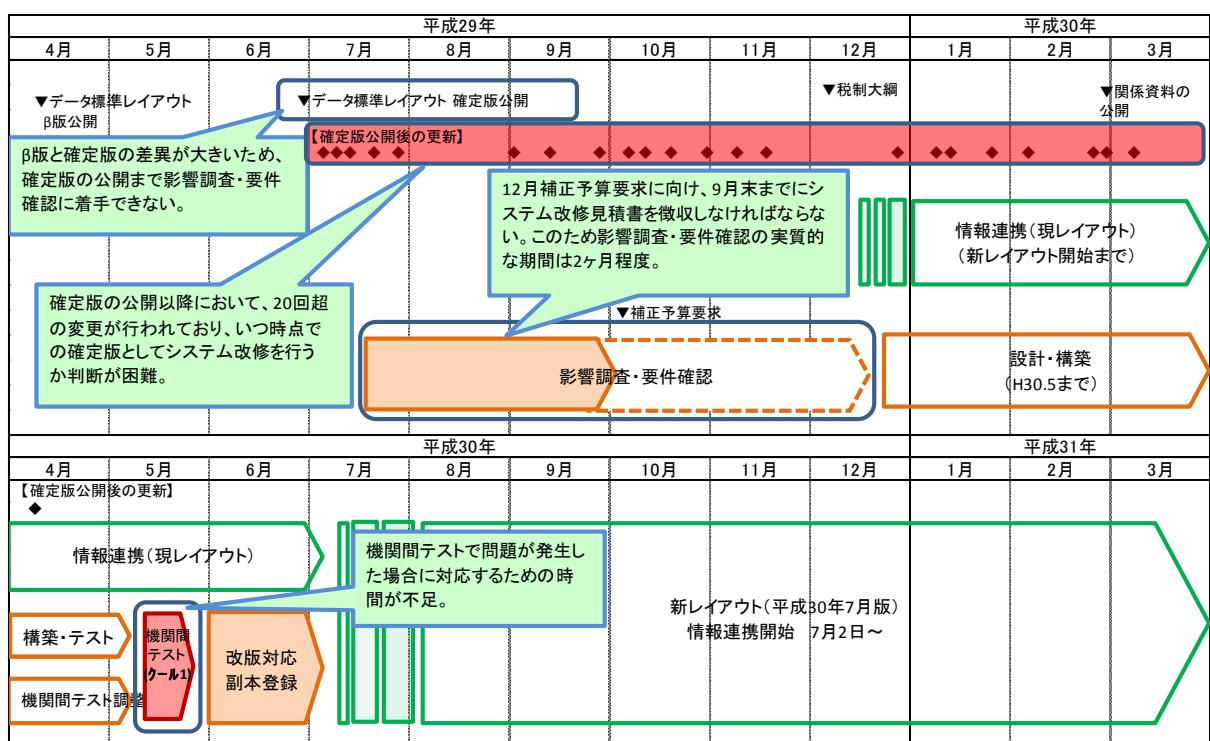
- 一、番号制度は国家的な情報基盤整備であることから、その運用等について必要な経費については、全額国庫負担としていただきたい。**
- 一、法改正に基づく情報連携のためのデータ標準レイアウト改版等の実施に当たっては、必要経費に対する補助等の財政支援を講じていただきたい。**
- 一、データ標準レイアウト改版の仕様等について、地方公共団体に対し早期に情報提供するとともに、改版対応には地方公共団体の準備期間を十分に考慮したスケジュールを確保していただきたい。**

【財政支援の拡充】

支援項目	現 行	要望内容
社会保障・税番号制度に係る運用経費に対する財政支援	財政支援制度なし	新たな全額国庫補助の創設
データ標準レイアウト改版の構築費用等に係る財政支援	<u>総務省補助・厚生労働省補助</u> (補助率) 2/3又は10/10	全額国庫補助による財政支援 (補助率の撤廃)

※（補助率）は補助対象業務で異なる。

【データ標準レイアウト改版（平成30年7月分システム改修）対応スケジュール】



文部科学省

グローバル化に対応した英語教育の推進に伴う財政支援

【文部科学省】

本市では、国に先駆け、本年度から全小学校で外国語活動を実施しており、授業時数の増加・学習指導内容の高度化への対応には、授業で活用する ALT を増員する必要があります。

ALT の増員については、本市が求める指導力及び資質の担保並びに生活サポート等の事務負担軽減の観点から、本年度から一部民間事業者の活用を予定しております。今後、新規学習指導要領が全面実施されれば、各自治体が ALT の拡充に取り組むことが予想され、人材確保の観点からも、JET プログラム以外の ALT の需要が増大するものと考えております。

しかし、ALT の配置への財政支援が JET プログラムのみに適用される現状では、ALT の拡充を図る自治体の負担が大きくなり、求められる英語教育の充実に向けた取組の支障となります。

また、国は生徒の英語力の指標として、中学 3 年の段階で英検 3 級以上を有する割合を 50% 以上と定めています。

現在、本市では、公益財団法人日本英語検定協会の復興支援を受け『英検 IBA』を熊本市立中学校の全生徒が無償で受検しています。その結果、中学 3 年で英検 3 級以上を有する割合は、平成 28 年度の 2,497 人 (36.9%) から平成 29 年度には 3,401 人 (51.3%) に向上しました。

受検した生徒は、自分の英語力が客観的に示されたことで学習意欲が高まり、教員も、より質の高い指導への意欲が向上するなどの効果があつたため、次年度以降も引き続き『英検 IBA』の活用を検討しております。(検定料：中学 3 年生約 6,000 人対象で約 3 百万円)

つきましては、グローバル化に対応した英語教育の充実のため、次のとおり要望いたします。

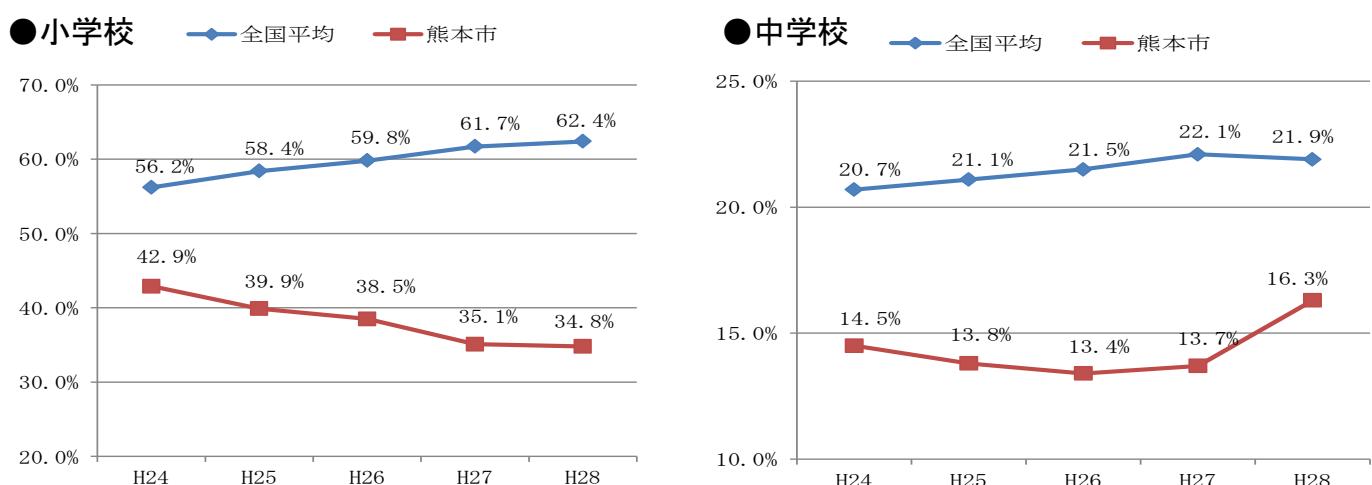
一、JET プログラム以外の民間事業者の活用や直接雇用による外国語指導助手(ALT)についても、財政支援を講じていただきたい。

一、生徒の英語能力検証について、外部指標実施経費に対する財政支援を講じていただきたい。

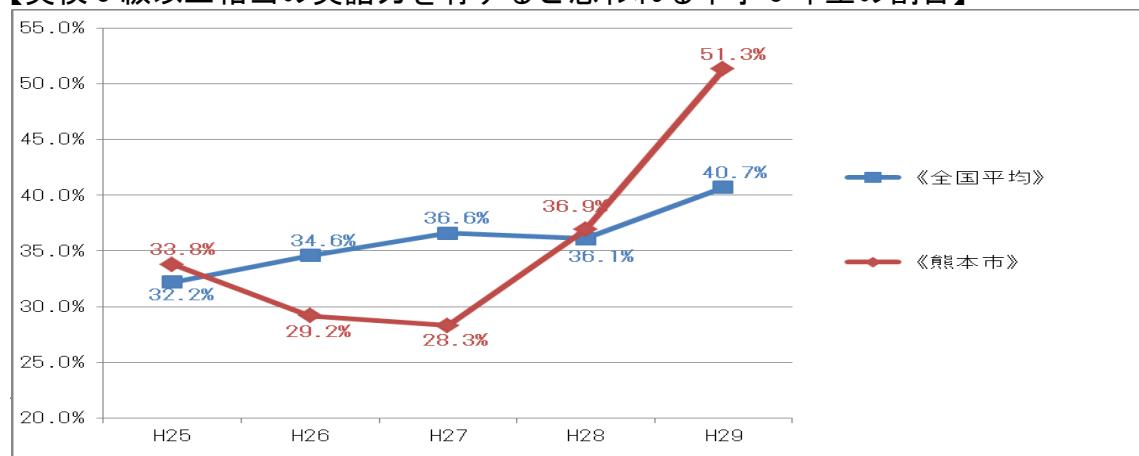
【現行の支援制度と要望内容】

項目	現行	要望内容
JETプログラム以外の外国語指導助手(ALT)に対する財政支援	なし	民間事業者の活用や直接雇用による外国語指導助手(ALT)に対する財政支援

【小学校・中学校における ALT 等の活用授業時数の割合】



【英検 3 級以上相当の英語力を有すると思われる中学 3 年生の割合】



義務教育施設等の整備促進に対する財政支援

【文部科学省】

本市においては、児童・生徒の安全・安心の確保と教育環境の充実を図るため、計画的な学校施設の環境改善に取り組んでいます。

近年、校舎、トイレ、体育館等、多くの学校施設の老朽化が進み、施設の長寿命化や環境改善など、安全で安心な教育環境の整備は深刻な課題となっています。

また、今般の熊本地震の大規模災害発生時において、熊本市立小・中学校等の学校施設は、倒壊等の致命的な被害は無かったものの、25校の体育館において、ブレース破断、内壁落下等の被害が発生し、非構造部材の耐震化や防災機能の強化も喫緊の課題となっています。

このような課題に対し、各自治体は様々な国の補助制度を活用し、対応に当たっていますが、未だ自治体による財政負担が大きいため、計画通りに整備が進まない状況です。

つきましては、このような状況を踏まえ、義務教育施設等の整備促進のため、次のとおり要望いたします。

一、学校施設の新增改築における補助単価について、平成30年度予算で引き上げがなされたが、なお実勢単価とは、大幅な乖離が生じているため、国庫補助事業の実施に伴い発生する地方単独事業（いわゆる継ぎ足し単独事業）に対し、実情に合った対象経費の算定や補助単価の引き上げを検討していただきたい。

【校舎増改築における単価乖離状況】

単価乖離状況	補助対象事業費 (対象面積)	補助対象内経費 (対象面積)	単価差
〈参考〉小学校校舎・R造 国庫負担金(増築事業)	349,718千円/1615m ² =216千円…A	496,984千円/1615m ² =307千円…B	1m ² あたり91千円 (B-A)

SNS等を活用した相談事業への財政支援

【文部科学省】

本市が、いじめ等の実態把握のため毎年度実施している「熊本市立小中学校心のアンケート」の調査によると、いじめのみならず、不登校・友人関係・家庭環境等様々な悩みを抱えながらも、誰にも相談していない生徒が多数いるという結果が出ており、悩みを抱える生徒に対する相談体制の拡充は、喫緊の課題となっております。

その対応策のひとつとして、スマートフォンの普及等に伴い、若年層の用いるコミュニケーション手段においてSNSが圧倒的な割合を占めていることから、SNS等を活用した相談体制の構築が必要であると考えられます。

本市では、本年度から「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」を活用し、SNSを活用した相談事業を実施することとしており、この実施結果を検証した上で、今後はより効果的な相談事業として拡充を図りたいと考えています。

つきましては、更なる相談事業の拡充を図るため、次のとおり要望いたします。

一、SNS等を活用した相談事業について、国庫補助による財政支援を拡充していただきたい。

【いじめられたが未相談である割合】

・「今の学年になっていじめられたことがある」と答えた中学生のうち、

「誰にも相談していない」と答えた生徒の割合・・・25.9%

そのうち、理由については、

38.3%が「解決しない」、29.1%が「知られたくない」と回答

※「平成29年度熊本市立小中学校心のアンケート」結果

【平成30年度いじめ対策・不登校支援等総合推進事業実施内容】

・実施期間 平成30年8月24日～9月6日（14日間）

・実施時間 17時～21時

・対象者 熊本市立42中学校・2高等学校・特別支援学校（高等部）
生徒 約22,000人

・予算額 3,500千円

学校における働き方改革の推進に向けた財政支援等

【文部科学省】

学校が抱える課題がより複雑化・多様化する中で、子どもに必要な資質・能力を育んでいくためには、教職員定数の改善などの人的体制の拡充や多様な専門性を持つ職員を「チーム学校」として配置するなどの体制を整備する必要があります。

まず、人的体制の拡充としては、小学校における英語の教科化に伴い、外国語教育の充実に要する専科教員の加配措置、いじめや不登校をはじめとした生徒指導上の諸問題の積極的予防及び解消を図るためのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の拡充や教員の部活動指導による負担の軽減を図るための部活動指導員等の配置が不可欠と考えております。

次に、学校事務の効率化として、現在、日本スポーツ振興センター災害共済給付の手続きにおいて、治療内容等個人情報が記載された書類のやり取りや給付金を現金で支給することによる書類や給付金管理上のリスクが、学校等にとって大きな負担となっています。

つきましては、人的体制の充実や事務事業の効率化等を推進するため、次のとおり要望いたします。

- 一、新学習指導要領の実施に伴う授業時数の増加（小学校3年から6年で年35時間）に対応するため、定数を改善していただきたい。
- 一、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を教職員定数として算定し、国庫負担の対象としていただきたい。
- 一、部活動指導員等の人的配置など教員の負担軽減に向けた施策について、補助基準額の引上げなど、より一層の財政支援を講じていただきたい。
- 一、日本スポーツ振興センターの災害共済給付手続において、センターと保護者との間で、書類と給付金をオンラインでやり取りする手続きを確立していただきたい。

【専科教員の加配】

平成30年度 国当初予算 教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上
◆小学校専科指導の充実 全国で1,000人の加配措置

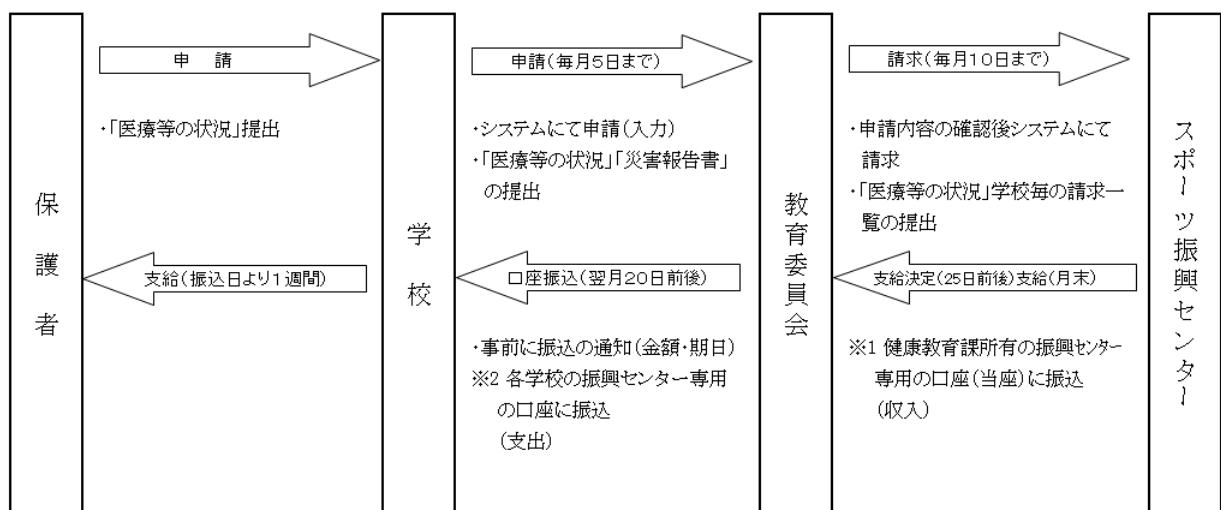


小学校は全国で約20,000校抜本的な定数改善が必要！

【財政支援の具体的な内容】

項目	現行	要望内容
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの教職員定数	教職員定数外	教職員定数として算定し、国庫負担の対象とする
部活動指導員等の人的配置などに対する補助基準額の引上げ	補助率：1/3	補助率：1/2

【日本スポーツ振興センター災害共済給付の流れ】



厚生労働省

「こうのとりのゆりかご」への国の積極的な関与

【厚生労働省】

本市には、民間病院が運営する「こうのとりのゆりかご」が平成 19 年度に設置されて以来、平成 29 年度までの 11 年間に全国から 137 人の子ども（うち熊本県内 10 人）が預けられております。また、同病院には妊娠に関する悩み相談が全国から平成 29 年度だけでも 7,444 件（うち熊本県内 245 件）寄せられており、特に、直近の 4 年間は著しく増加しております。このように、これまでに預け入れられた人数や相談件数は、望まない妊娠/計画していない妊娠など様々な事情を抱え、差し迫った状況に置かれている人々が多数存在していることを示しております。

また、「こうのとりのゆりかご」は、遺棄された新生児の命を救いたいという思いから設置されたものですが、「こうのとりのゆりかご」への預け入れを前提とした自宅出産（孤立出産）や長距離移動等による母子の生命の危険性、障がいのある子どもの預け入れ等の課題は解消されておりません。

さらに、平成 28 年に改正された児童福祉法では、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもを権利の主体と捉え、最善の利益を優先すべきことがより明確化されました。この改正法の趣旨を踏まえると、「こうのとりのゆりかご」に匿名で預け入れられることにより、子どもの出自を知る権利が損なわれること等の懸念があります。今後は、生まれてくる子どもの権利を保護しながら、いかに妊娠で悩む人々を救済していくか、双方の利益を考量しながら適切な社会制度を構築していく必要があります。

熊本県及び本市において、開設当初から専門家による検証を行い、これまで 4 度にわたり報告を行っております。この中で、「こうのとりのゆりかご」が参考としたドイツの「ベビー・クラッペ」の状況について、『①ドイツの審議会が、「ベビー・クラッペ」は「嬰児（えいじ）

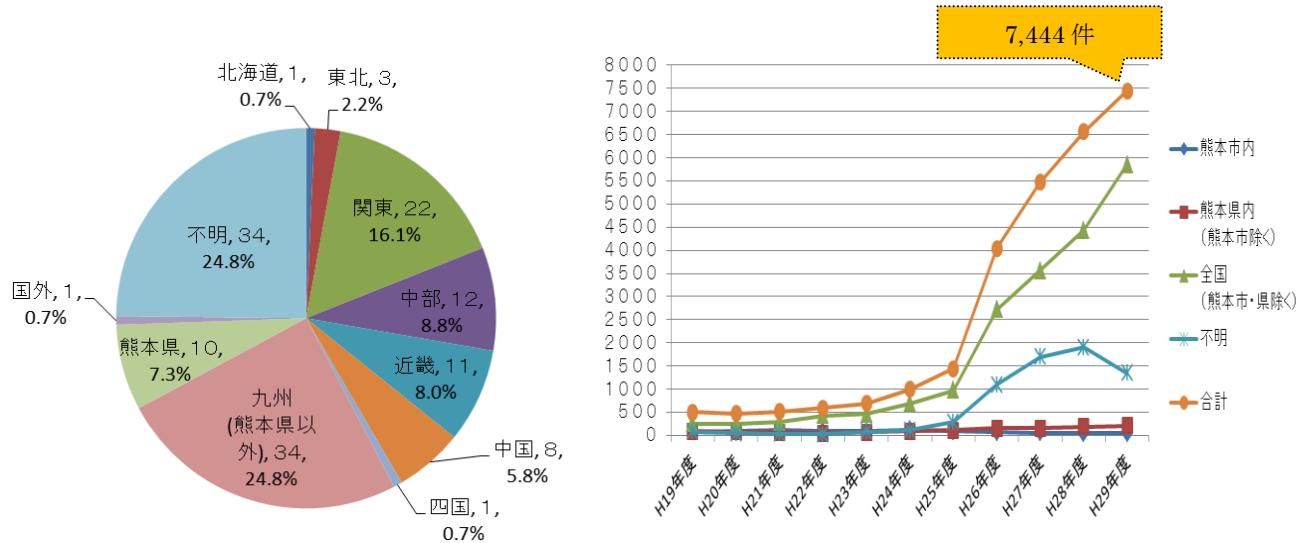
殺し」の回避には繋がらないと結論付け、制度の廃止を勧告したこと、また、これを受ける形で、②「内密出産法」(合法的な「内密出産制度」の導入と、妊娠に関する相談体制の強化・拡充を目的とする。)が2014年5月に施行されたこと、③ドイツによる評価として、内密出産制度導入後、「ベビー・クラッペ」等の利用件数の減少及びそれに伴って医療的手当のない妊娠と自宅出産(孤立出産)が減少したことも本法律のもたらした効果である』と言及しており、新たな法の整備を含め、るべき制度の姿を検討していく必要があります。

国におかれでは、女性健康センターの全国的な整備や子育て世代包括支援センターの法定化を図るなど、妊娠や出産に悩む人々への支援を推進されているところですが、「こうのとりのゆりかご」が開設されて11年が経った現在もなお抱え続けているこうした様々な課題は、一地方公共団体・一民間病院で解決できるものではなく、国の責任において検討されるべき課題であり、これらの課題解消に向けた更なる体制整備が必要であることから、次のとおり要望いたします。

- 一、国において、この11年間で明らかとなった「こうのとりのゆりかご」が抱える課題の把握・検証を行っていただき、その上で、「こうのとりのゆりかご」自体の評価を行っていただきたい。
- 一、望まない妊娠/計画していない妊娠で悩む人々の救済と生まれてくる子どもの権利の両立が図られるよう、ドイツで導入された内密出産制度等について規定する法整備について、多様な視点で検討していただきたい。
- 一、全国からの相談や預け入れが昼夜行われれていることを踏まえ、望まない妊娠/計画していない妊娠・出産で悩む人々が相談しやすい24時間365日対応の電話相談窓口を国において整備し、その周知を図っていただきたい。

【こうのとりのゆりかごを運営する民間病院の状況（平成 19～29 年度）】

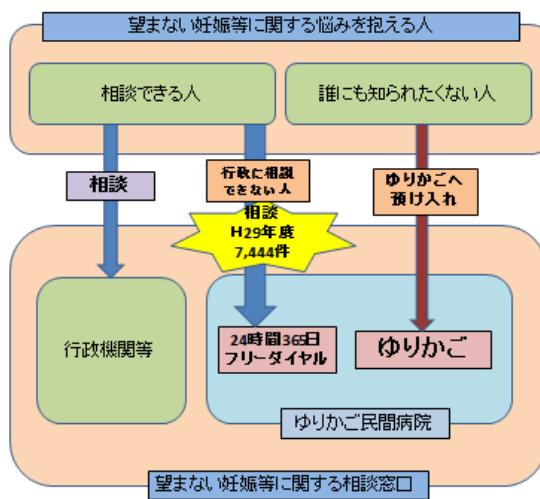
●預け入れ 137 件の父母等の居住地 ●妊娠に関する相談件数（居住地別）



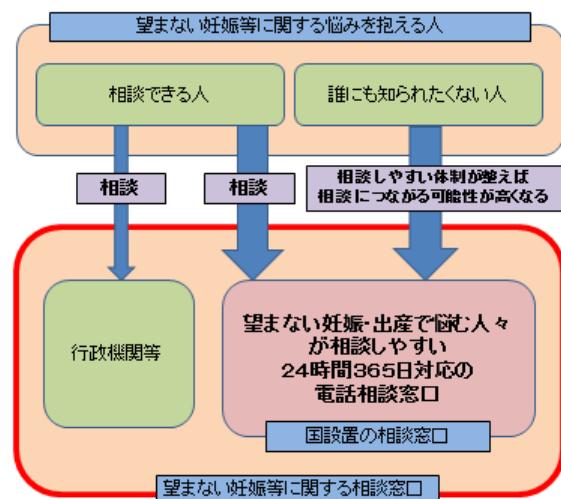
※当該民間病院へは全国から預け入れ・相談が多数ある。また、厚生労働省から自治体への要請（平成 23 年 7 月 27 日付通知「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」）後も預け入れの件数は増え続けている。

【妊娠に関する相談窓口体制の整備】

●現在の相談体制



●国による相談窓口設置後の体制



※妊娠に関する悩みを誰にも知られたくない人は、身近な相談窓口を避けたいという思いがあるため、国による相談窓口の設置は、このような人にとって匿名性の担保が高くなり、誰にも知られたくない人を相談につなげる効果が期待できる。

また、24 時間 365 日の対応を行うことで、誰でも相談しやすい体制作りが可能となる。

子どもの医療費負担の軽減に向けた措置

【厚生労働省】

わが国の将来を担う子どもたちを安心して産み育てることができる環境を整備していくことは、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題です。

このような中、子育て世帯の負担軽減を図るため、単独で子どもの医療費助成を行っている自治体もありますが、それぞれ助成制度が異なり、サービス水準に格差が生じております。

本市においても、近隣自治体の助成制度と比較して、対象年齢の引き上げ等の要望も多く、厳しい財政状況の中、財源の捻出において苦慮しているところです。

つきましては、子どもを安心して産み育てられる社会の実現に向け、子どもの医療費負担の軽減は重要であることから、早急に次のとおり措置されるよう要望いたします。

一、子育て家庭が経済的負担を理由に適切な受診を控えることがないよう、国として全国一律の子どもの医療費の負担軽減に向けた方策を講じていただきたい。

【子ども医療費助成制度他都市比較（政令市 20 市）（平成 30 年 4 月 現在）】

	対象年齢		所得制限	自己負担	都道府県 補助率
	入院	外来			
大阪市	18歳	18歳	有 12歳以上	有	1/2
新潟市	高校修了	小学修了			対象外
名古屋市					1/2
さいたま市					対象外
京都市					1/2
堺市					1/4 ※1
熊本市					1/4
千葉市					対象外
静岡市					1/2
浜松市					1/4
神戸市					対象外
仙台市					1/2
福岡市					1/4
北九州市					対象外
岡山市					1/2
相模原市					1/4
川崎市					対象外
横浜市					1/2
広島市		小学3年			1/2
札幌市		小学1年	有	有	1/2

※1…補助対象に要件あり(補助対象者 0歳から3歳まで)

待機児童対策への支援

【厚生労働省】

本市の待機児童対策については、「保育の受け皿の確保」、「保育の担い手の確保」、「保育入所業務の改善」を3つの柱として重点的に取り組み、平成28年から平成30年までの4月時点の待機児童数は、3年連続「ゼロ」を達成したところです。

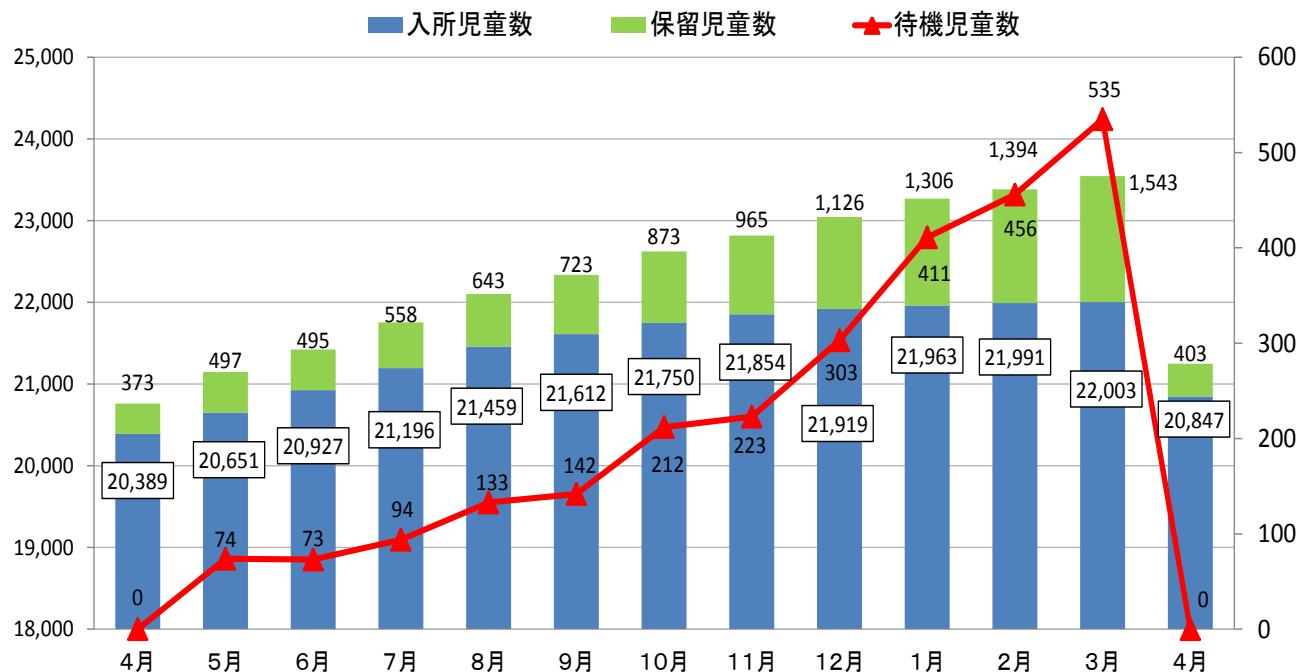
今後も、国において検討されている幼児教育・保育の無償化等により、保育ニーズの増加が見込まれる中、認定こども園への移行や既存保育施設の定員転換等による「受け皿の確保」、保育士就職研修会の開催や子育て支援員の養成等による「担い手の確保」、各区役所に配置した利用者支援員による「保育入所業務の改善」などを引き続き実施することで、待機児童及び保留児童の解消を図りたいと考えております。

しかしながら、保育施設の定員増に伴い保育士の求人倍率が上昇していることや、短期間で離職する保育士が多いことなど、「担い手の確保」が特に困難な状況となっております。

つきましては、担い手確保や人材の定着などに必要な保育士の労働環境の改善に向けた支援について、次のとおり要望いたします。

- 一、保育士の人材確保に対する補助事業（保育対策総合支援事業費補助金、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金）の補助率（1/2）を嵩上げ（2/3）していただきたい。
- 一、保育士の処遇改善については、技能と経験に応じた追加的な処遇改善が導入されているが、職場への定着に向け、経験年数に関わらず処遇改善されるよう財政支援を拡充していただきたい。

【本市の保留児童・待機児童の推移(平成29年4月～平成30年4月)(単位:人)】



【保育士の処遇改善の具体的な内容の一覧表】

項目	現行	要望内容
保育士の人材確保に対する補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ○保育対策総合支援事業費補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・保育士・保育所支援センター設置運営事業 ・保育士資格取得支援事業 等 ○子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援員研修事業 ・職員の資質向上・人材確保等研修事業 【補助率:1/2】 	補助率:2/3
技能と経験による加算措置	職員の平均経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組に応じた、技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算	経験年数に関わらず、採用時からの処遇改善

子どもの貧困対策の推進に対する支援

【厚生労働省】

本市においては、平成 29 年度の「就学援助の認定者数」及び「児童扶養手当の資格者数」は減少したものの、依然高い割合で推移しております。

また、昨年実施した「子どもの生活等実態調査」によると、特に「ひとり親の母子世帯」において経済的な課題が顕著であるなどの厳しい状況が明らかとなってきたところです。

さらには、食費等の生活費を切り詰めたり、子どもの学習などに対する支出が困難な状況にあるなど、経済的支援の更なる拡充の必要性や、子どもの学習支援等を含めた子どもの居場所づくり等を求める声も寄せられております。

このような中、本市においては、生活保護受給世帯の中学生 2~3 年生を対象とした学習支援事業を実施しており、直近の 4 年間における受講者の高校進学率は 100% となっております。なお、平成 30 年度からは対象学年を中学 1 年生まで拡充しました。

この事業は、学習面だけではなく、交流会などの社会体験や居場所の提供といった面に対しても、生徒・保護者ともに高い評価をいただいているところです。

しかしながら、厳しい財政事情のため、本事業の対象者を生活保護世帯に限定し、会場も各区 1ヶ所しか設置できない状況にあります。

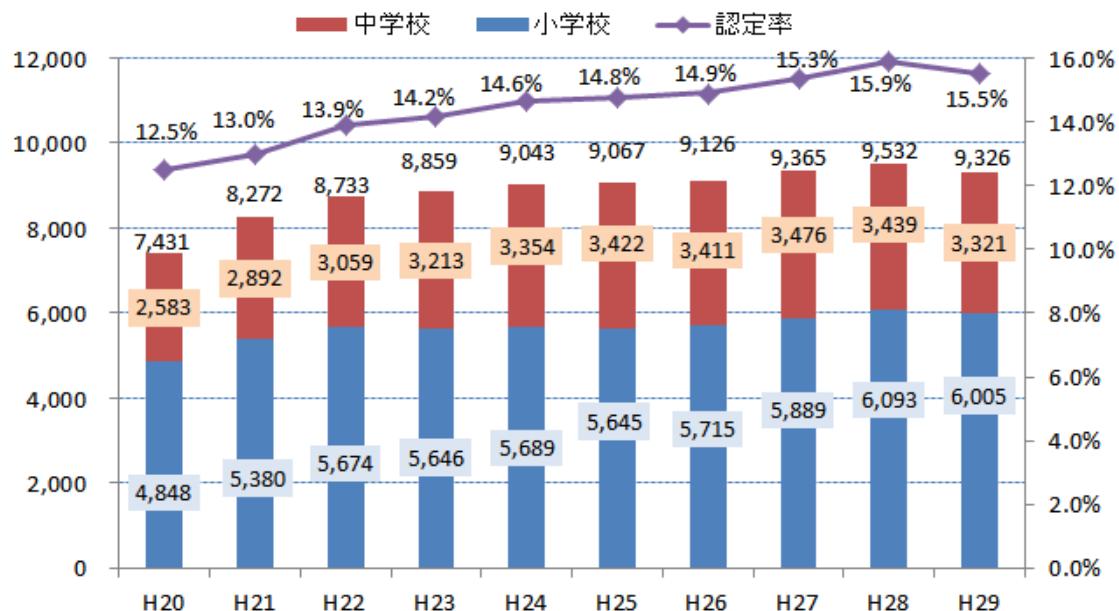
また、本事業は任意事業のため、補助率は 1/2 となっていることから、事業の量的・質的な拡充に苦慮しております。

つきましては、未来を担う子ども達の夢と希望を叶えるため、子どもの貧困対策事業について、自治体の裁量度が高く柔軟な対応が可能となるよう、次のとおり要望いたします。

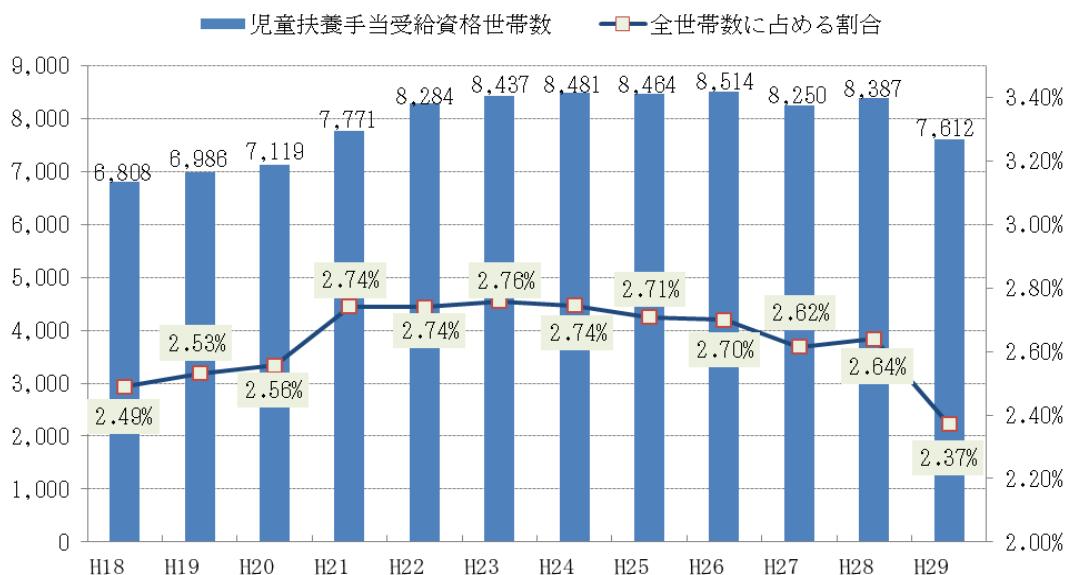
一、子どもの学習支援事業に対する継続的な財政支援及び補助率の嵩上げ（現行：1/2→要望：2/3）をしていただきたい。

一、子どもの学習支援を含めた居場所づくりについては、子どもが参加しやすく、必要な支援を十分に受けられるよう、食事の提供などの対象経費について、柔軟な取り扱いをしていただきたい。

【本市における就学援助認定者数・認定率の推移】



【本市における児童扶養手当受給資格世帯数の推移】



【本市における学習支援事業の実績】

	中2	中3	参加者 計	中3のうち 高校進学者数	進学率	備考
平成24年度 (10月～)	-	21	21	21	100.00%	中3のみ対象
平成25年度	19	29	48	27	93.10%	中3のうち2名は受験せず
平成26年度	16	41	57	41	100.00%	
平成27年度	18	22	40	22	100.00%	
平成28年度	10	18	28	18	100.00%	
平成29年度	11	28	39	28	100.00%	

農林水産省

農業農村整備事業に対する財政支援及び要件緩和

【農林水産省】

本市のほ場整備率は着実に上昇していますが、平成 29 年時点で、約 3 割の水田は未整備の状況です。畠や樹園地についても、農道、排水路、かんがい排水施設等の基盤整備が不十分な地域が多く残っております。

また、農地の保全に必要な土地改良施設の中には更新時期を迎えるものが多く、特に湛水被害から農地等を守る 35 の排水機場については築造から 30 年以上経過している施設もあり、老朽化による排水機能の低下に加え、故障も年々増加するようになっており、近年のゲリラ豪雨等による農地等の湛水被害も懸念されております。

さらには、土地改良法の改正に伴い、農地中間管理機構を通した農地整備事業が創設され、平地での基盤整備事業は着実に進むと見込まれますが、みかん園地等の条件不利地域での集積と基盤整備を促進するには、農地中間管理機構関連農地整備事業をみかん園地等で実施できるよう見直しが必要と考えます。

つきましては、生産コストの更なる低減、担い手への農地集約の推進及び農地等の湛水被害の未然防止並びに農地中間管理機構関連農地整備事業の実施について次のとおり要望いたします。

一、農業農村整備事業の 2019 年度（平成 31 年度）事業量に見合う当初予算額を確保していただきたい。

- (1) 農村地域防災減災事業
- (2) 農業競争力強化基盤整備事業
- (3) 農業水利施設保全合理化事業

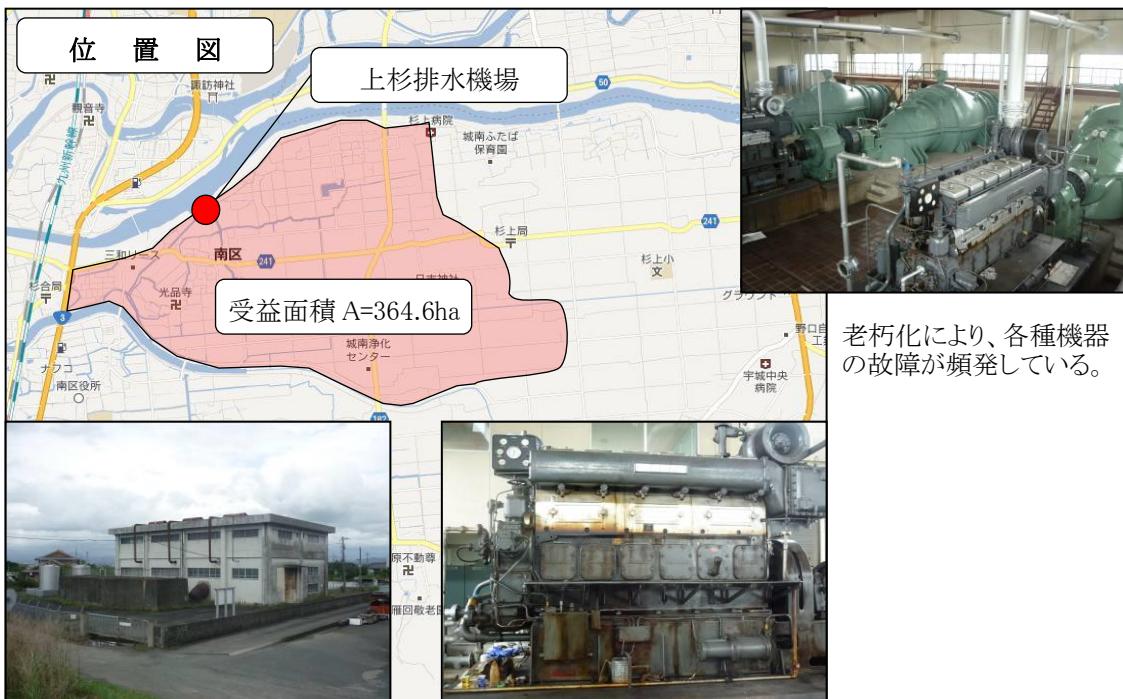
一、農山漁村地域整備交付金の 2019 年度（平成 31 年度）事業量に見合う当初予算額を確保していただきたい。

- (1) 農地整備事業
- (2) 水利施設整備事業
- (3) 農道整備事業

一、農地中間管理機構関連農地整備事業をみかん園地で実施できるよう、連担した園地を一体的に管理できる園内作業道の設置を区画整理として認めていただきたい。

【農村地域防災減災事業】

●地区名：上杉（かみすぎ）地区（新規要望地区）



老朽化により、各種機器の故障が頻発している。

【地区的基盤整備の実施状況】

本地区は、1級河川の緑川と浜戸川に囲まれ、周辺河川水位より低い水田地帯で、降雨時の湛水被害を解消するため、1969～1982年度に県営浜戸川北部地区湛水防除事業を実施している。

【地区的農家や営農の現状と課題】

当該排水機場が抱える受益地は、基盤整備が完了し、メロン、きゅうり、花き等の施設園芸も導入されているなど、農業が盛んな地区であるが、周辺河川の水位より低いため、大雨時は自然排水ができず、排水機場による強制排水を行い湛水被害を防止している。

【事業の必要性・緊急性・期待される効果等】

ポンプは1974年に設置され、設置から40年が経過し施設全体の経年劣化の進行が著しく、計画的にオーバーホール等の対応を行っているが、ポンプ設備に関する交換部品の在庫がメーカーに乏しく、機械全体のオーバーホールが実施困難な状況であり、早急の施設改修の実施が望まれる。

本事業を実施し、地域の湛水被害を排除することで、水田の作付体系の高度利用と労力節減を図り、農業生産の基盤の確立及び農業経営の安定・向上に資する。

【農業競争力強化基盤整備事業】

●地区名：元三・木部（もとみ・きべ）地区（新規要望地区）



【地区内の現状】

本地区は、一級河川緑川水系木部川の北側、二級河川天明新川の南側に広がる約85.5haの水田地帯で、地区内の農地基盤は概ね10~20haの狭小区画が大半を占めていることと、地区内水路の多くは用排水兼用かつ未整備の土水路である。また農道は狭小で未舗装であるものが多く、未整備であることが畑作導入も含めて営農上の支障となっている。

【地区的農家や営農の現状と課題】

地区内の営農は水稻中心で、用排水兼用水路であることから地下水位の低下が図られず農地の汎用化が進んでいない。

また、農業者の高齢化も進んでいることと、農地集積も遅れている。

【事業の必要性・緊急性・期待される効果等】

基盤整備を実施し優良農地を確保することで、作付けの多様化が可能となる。

また、農業者の高齢化が進行する中で、本地区は今後地域の中心となる農業法人が設立予定であり、農地集積を一体的に進めることとして営農意欲も非常に高く、効率的かつ安定的な経営体の確立が見込まれる。

【農地中間管理機構関連農地整備事業】

現在のみかん園地の状況



- ・縦断に見えるのは、道ではなく、石積みと石積の狭間（園地の通路として利用。降雨時は自然の排水路）
- ・河内町ほぼ全域が斜面を利用したみかん園地となっている。



- ・斜面に造られた樹園地は、日当・排水性・風通が良く、みかん栽培に適している反面、特に労力を要する果実の搬出については、重労働で収穫期が集中するため、耕作者の負担が大きい。

園内作業道整備のイメージ



水產生産基盤整備事業、水產物供給基盤機能保全 事業に対する財政支援

【農林水産省】

有明海に面する本市では、一級河川の白川や緑川等の河口域に広がる干潟漁場においてノリ養殖漁業等が営まれ、ノリの産出額は約 70 億円と大産地となっております。

本市では、基地港として、四番漁港、海路口漁港、天明漁港を整備、管理しておりますが、一級河川緑川に位置する天明漁港は、河川管理上の制約等から漁港施設の整備が遅れており、現在、漁船の安全性確保や漁業者の過重労働軽減、生産労働効率化を目的に水產生産基盤整備事業を活用し防波堤や物揚場等を整備しているところです。

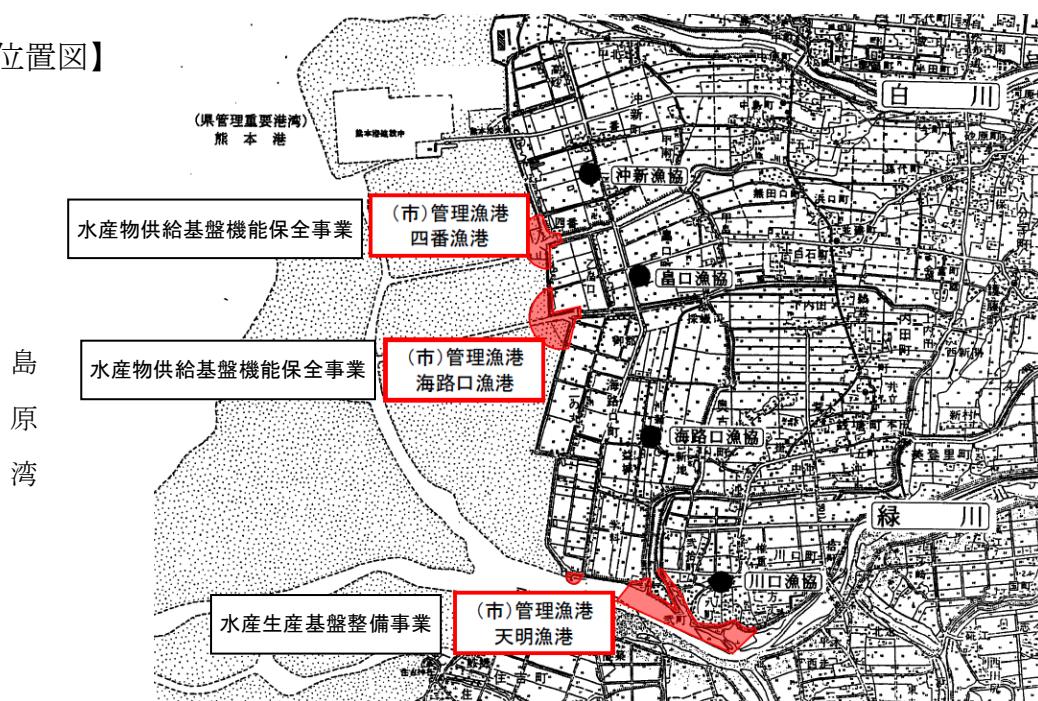
また、四番漁港や海路口漁港は、漁港施設の沈下や老朽化等により、漁業活動に支障を来たしているため、水產物供給基盤機能保全事業を活用し漁港施設の嵩上工事や補修工事等を実施しているところです。

いずれも漁港管理上大変重要な事業となっておりますが、本市への割当内示額が減額され、事業進捗への影響が懸念されます。

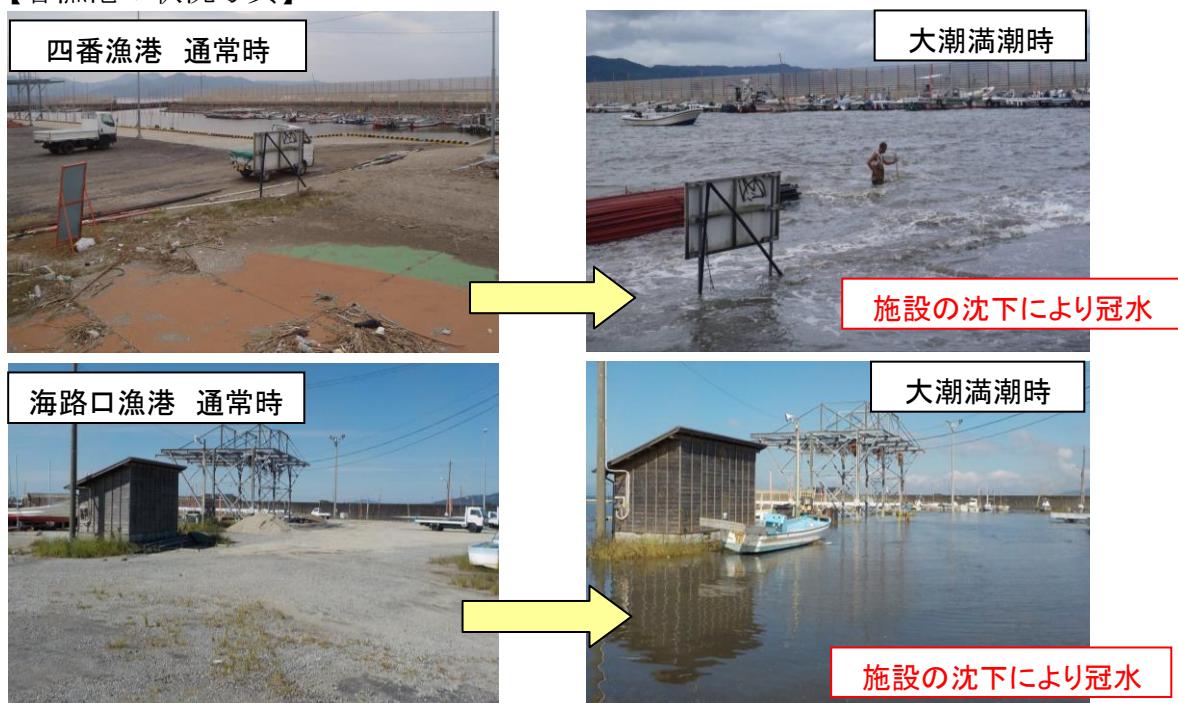
つきましては、次のとおり要望いたします。

- 一、 水產生産基盤整備事業の 2019 年度（平成 31 年度）事業量に見合う予算額を確保していただきたい。**
- 一、 水產物供給基盤機能保全事業の 2019 年度（平成 31 年度）事業量に見合う予算額を確保していただきたい。**

【漁港位置図】



【各漁港の状況写真】



国土交通省

道路・街路事業の実施に必要な予算の確保

【国土交通省】

本市では、めざすまちの姿として「上質な生活都市」を掲げてまちづくりを進めており、社会資本の基礎となる道路整備においては、熊本都市圏の慢性的な交通渋滞の緩和を図り、安全で快適な道路環境を確保するよう取り組んでおります。

渋滞緩和や都市の活力向上及び災害発生時のリダンダンシーの確保を図る上で極めて重要な「熊本西環状道路等の道路ネットワークの形成」をはじめ、市民生活の基礎となる道路を整備するためには、計画的、かつ着実な事業推進が不可欠です。

中でも、今年3月に在来線の全面高架化が完了した熊本駅では、JR九州による駅周辺開発などが進められており、これらの事業と連携し、最大のストック効果が発現できるよう熊本駅白川口駅前広場整備や周辺街路事業を推進しております。

また、平成28年熊本地震からの復旧・復興を加速させ、国土強靭化の推進を図るために、橋梁の耐震化や長寿命化も重要な事業です。

つきましては、次のとおり要望いたします。

- 一、2019年度（平成31年度）の道路・街路事業実施に必要な当初予算（補助金・社会資本整備総合交付金・防災安全交付金）について、事業の推進に必要な予算を確保していただきたい。**
- 一、特に、本市が重点的に取り組んでいる熊本西環状道路及び熊本駅周辺整備等に係る街路事業並びに災害に備えた道路機能の強化に向けた橋梁の耐震化・長寿命化に必要な予算を確保していただきたい。**
- 一、平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、熊本西環状道路等を重要物流道路の位置づけとし、支援していただきたい。**

【熊本西環状道路と熊本駅関連事業の位置図】



【熊本駅関連事業】



桜町地区第一種市街地再開発事業及び オープンスペース整備等に必要な予算の確保

【国土交通省】

桜町・花畠周辺地区の再整備は、高度な都市機能が集積する中心市街地において、官民が一体となって取り組んでいる重要な事業です。

平成 28 年熊本地震を受け、再開発施設においては、災害時に避難者や帰宅困難者等の支援拠点として機能するよう、水道・電気等のインフラの多重化や食料の備蓄機能などを設けるとともに、今後は、周辺施設やシンボルプロムナード等をはじめ、地区全体を連携させることで、防災機能の向上を図ることとしております。

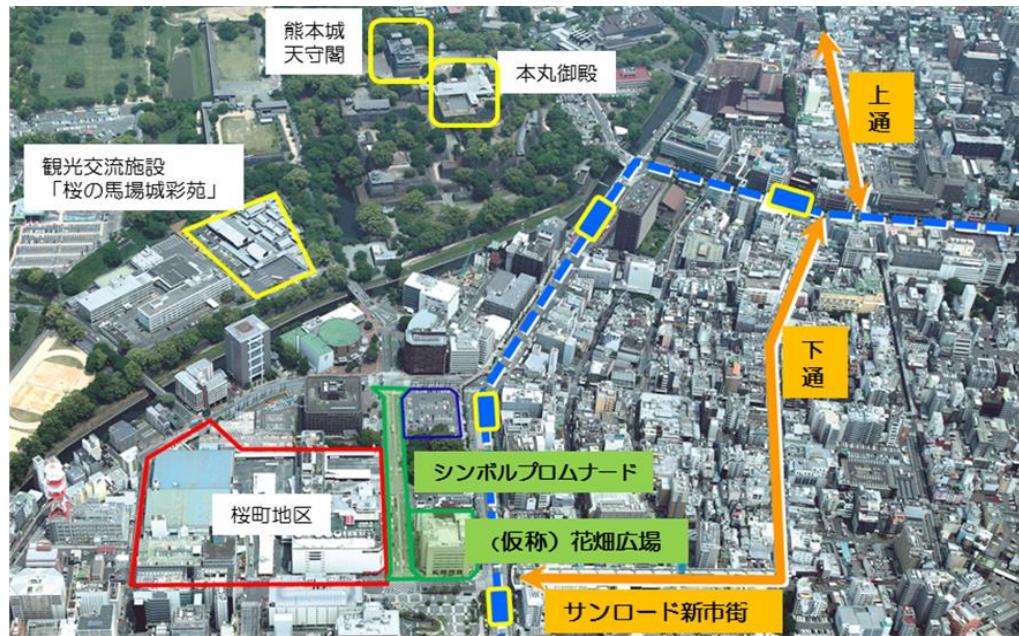
また、熊本地震では、本市の地域産業の多くが甚大な被害を受けたことから、本事業を地域経済を長期にわたり下支えする重要な事業として、熊本市震災復興計画の重点プロジェクトのひとつに位置付け、推進しているところです。

2019 年度（平成 31 年度）は、熊本城ホールを含む桜町地区市街地再開発事業の施設整備が完成し、これに続き、再開発施設と熊本城、中心商店街とを繋ぐ、シンボルプロムナード等のオープンスペース整備に着手するなど、賑わいと潤いの感じられる上質な都市空間の創出に向け事業の推進を加速していくこととしております。

つきましては、次のとおり要望いたします。

一、 熊本城ホールの整備を含む桜町地区第一種市街地再開発事業及び広場やシンボルプロムナードなどのオープンスペースの整備について、事業の推進に必要な予算を確保していただきたい。

【桜町地区市街地再開発事業及びシンボルプロムナード等整備】



桜町地区市街地再開発事業・熊本城ホール



シンボルプロムナード等のオープンスペース



熊本駅周辺地区における駅前広場整備に必要な予算の確保

【国土交通省】

熊本駅周辺地区では、平成23年3月に全線開業した九州新幹線鹿児島ルート及び新幹線熊本駅の整備を契機とし、国・県・市が一丸となり、再開発事業や土地区画整理事業及び連続立体交差事業など、熊本の陸の玄関口として、都市の拠点性を高める基盤整備に取り組んでいます。

特に、熊本駅東側の白川口駅前広場の整備については、広域交通拠点としての機能向上を図ることはもとより、平成28年熊本地震を受け、一時避難場所として利用できる空間や、災害発生時に利用できる電源等を確保できるインフラ施設の設置を新たに計画するとともに、今後は、周辺施設なども含めた地区全体の防災機能を向上させていくこととしております。

また、駅前広場の隣接街区では、本事業の完成に合わせ、民間投資による大規模開発の計画が公表されており、更なるまちの賑わい創出など、今後もストック効果の高まりが期待されております。

これらの駅周辺整備については、本市はもとより、熊本県全体の更なる活性化につながることから、地元経済界や市民県民も大きな期待を寄せており、本市としても、復興に向けて地域経済を長期にわたり下支えする重要な事業として熊本市震災復興計画の重点プロジェクトに位置づけ、推進しているところです。

つきましては、本事業の円滑な推進が図られるよう、次のとおり要望いたします。

一、2020年度（平成32年度）の事業完成に向け、熊本駅白川口駅前広場の整備に必要な予算を確保していただきたい。

【熊本駅周辺整備事業の概要】



【工程計画】

年度	H26	H27	H28	H29	H30	2019 (H31)	2020 (H32)
連立	↑ 上り線	鹿児島本線下り線・豊肥本線			熊本駅外壁工事	事業完了	

開発						鉄道跡地開発	》》》
----	--	--	--	--	--	--------	-----

駅広	基本設計	実施設計 建物調査	駅舎補償	用地取得	駅広整備		
----	------	--------------	------	------	------	--	--

年度	H26	H27	H28	H29	H30	2019 (H31)	2020 (H32)
所要額	-	-	約2億円	約19億円	約17億円	約24億円	約25億円
うち国費	-	-	約1億円	約10億円	約9億円	約13億円	約14億円

白川改修事業及び立野ダム建設事業の促進

【国土交通省】

白川は、阿蘇カルデラを源に阿蘇市、大津町、本市など2市3町2村を貫流する1級河川です。これまでの治水対策により流域自治体では治水安全度が向上し、河川整備のストック効果により半導体や自動車部品など、九州を牽引する企業が多く進出するようになりました。

また、平成27年4月に本市の大甲橋から明午橋間で竣工した「緑の区間」では、市民に潤いと癒しを与える新たな空間の整備により、イベントの開催などによる街中の新たな賑わいが創出されておりまます。

一方で、平成24年7月の九州北部豪雨では、本市上流部の龍田地区において、家屋の流失や床上、床下浸水など甚大な被害が発生し、中心市街地付近においても、越水寸前まで至りました。

白川改修及び立野ダム整備は、市民の安全・安心に大きく寄与することはもとより、そのストック効果により経済の好循環や市民への潤い・癒し・賑わいを創出するものであることから、その整備促進は本市にとって必要不可欠となります。

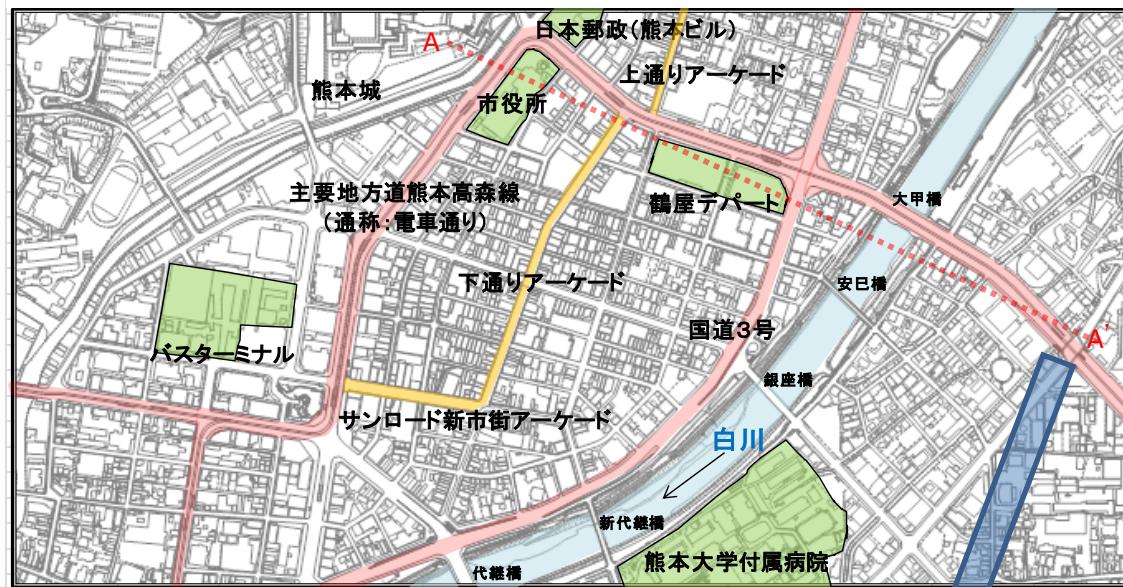
つきましては、治水安全度の向上と街中のさらなる賑わいの創出を図るため、次のとおり要望いたします。

一、白川の激甚災害対策特別緊急事業をはじめとした河川改修事業の促進及び立野ダムの建設について、早期完成に向けて取り組んでいただきたい。

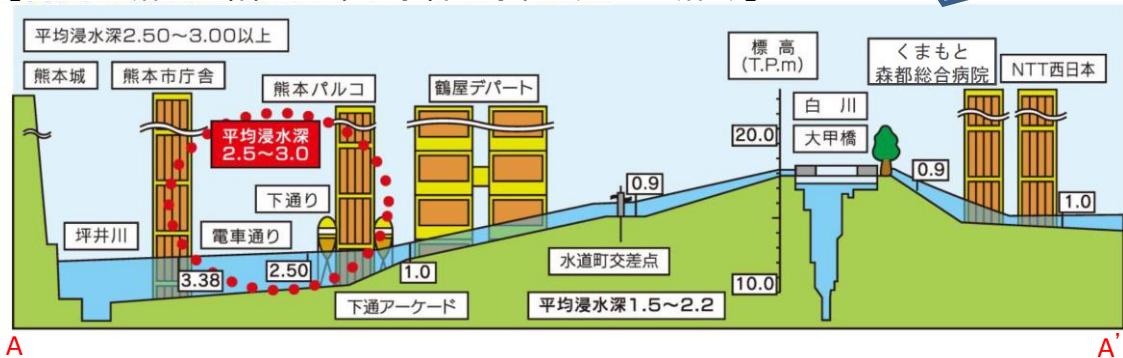
【白川流域図】



【中心市街地平面図】



【白川の断面と昭和28年の水害の水位 (A-A' 断面)】



熊本都市圏の道路網の早期整備

【国土交通省】

平成 28 年熊本地震の発生により、熊本都市圏の人流・物流の要である九州縦貫自動車道が寸断され、国道や県道をはじめとする幹線道路で深刻な交通渋滞が発生するなど、災害時における既存道路ネットワークの脆弱性が露呈されました。

のことから、九州の縦軸・横軸となる地域高規格道路等及び熊本環状道路など熊本都市圏の骨格を形成する道路網の整備による道路機能強化は、災害発生時のリダンダンシー確保の観点などからも極めて重要であると再認識しております。

また、これらの道路は、災害時のみならず物流や観光客の誘致、更には地域経済の活性化など、今後、本市を含めた圏域一帯が、地震からの復興を加速させていくためにも大変重要な道路です。

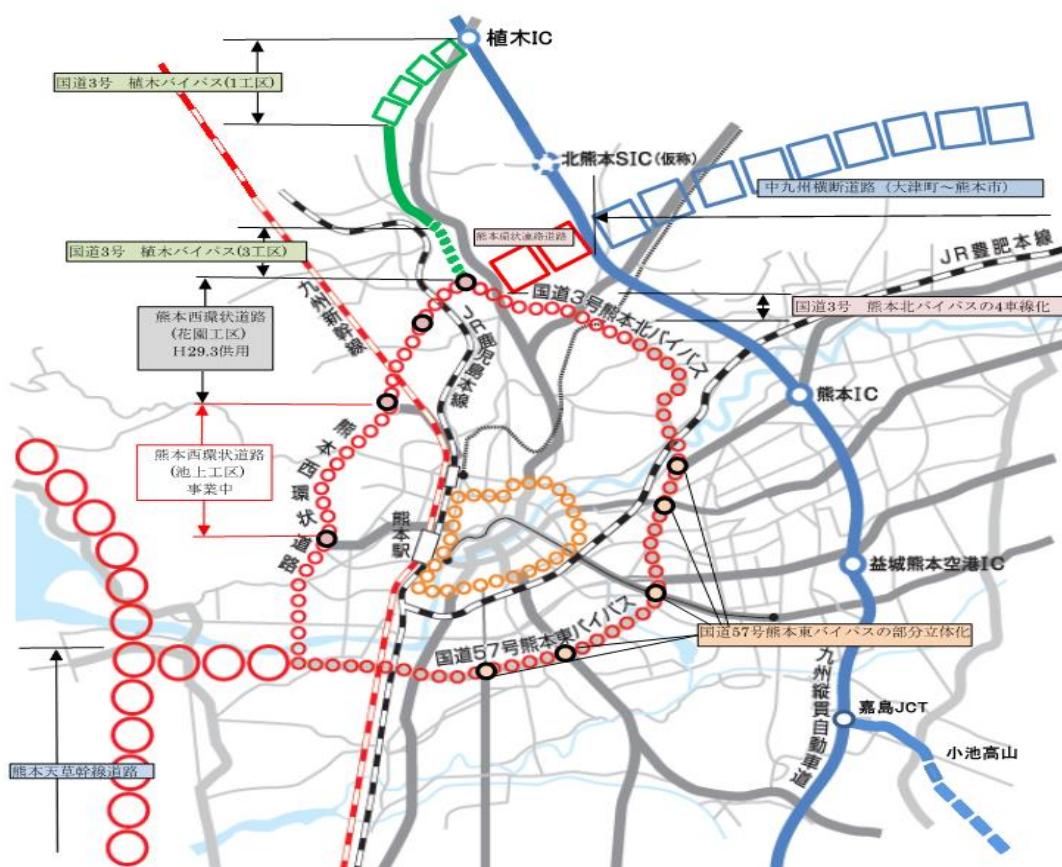
つきましては、熊本都市圏の骨格となる道路網の早期整備に向け、次のとおり要望いたします。

- 一、道路等社会資本整備に必要な公共事業関係予算を増額とともに、新たな財源の創設を検討し、2019 年度（平成 31 年度）予算の所要額を確保していただきたい。**
- 一、国道 3 号の慢性的な渋滞緩和に大きく寄与する「国道 3 号植木バイパス」3 工区の早期完成及び 1 工区の早期事業化に向け取り組んでいただきたい。**
- 一、熊本都心部への通過交通の軽減など、大きな環状効果が期待されている熊本環状道路を構成する「国道 3 号熊本北バイパス」の全線 4 車線化の早期完成、「国道 57 号熊本東バイパス」の部分立体交差化の早期事業化及び「熊本環状連絡道路」の具体化に向けた検討に取り組んでいただきたい。**

一、熊本・天草・阿蘇・大分などの主要観光地を結び、経済や観光面でも広域的に大きな効果が期待されている「中九州横断道路」(大津町～熊本市)の早期事業化及び「熊本天草幹線道路」(熊本宇土道路)の早期完成に向け取り組んでいただきたい。

一、平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため「中九州横断道路」、「熊本天草幹線道路」、「国道3号植木バイパス」及び「熊本環状道路」等を重要物流道路への位置づけとし、支援していただきたい。

【熊本都市圏 道路ネットワーク図】



熊本港の耐震強化岸壁の早期整備

【国土交通省】

熊本都市圏の物流・人流拠点である熊本港は、平成24年にガントリークレーンが完成し、取扱貨物量の増加などのストック効果が着実に発現しており、本市は今後も官民一体となりポートセールス活動を推進していくこととしております。

このような中、平成28年熊本地震では、熊本港も多くの被害を受けましたが、国や県の迅速な対応により、早期に復旧し、九州縦貫自動車道等が寸断する中、その代替機能を發揮し、支援物資、支援部隊の輸送拠点としての役割を果たしました。

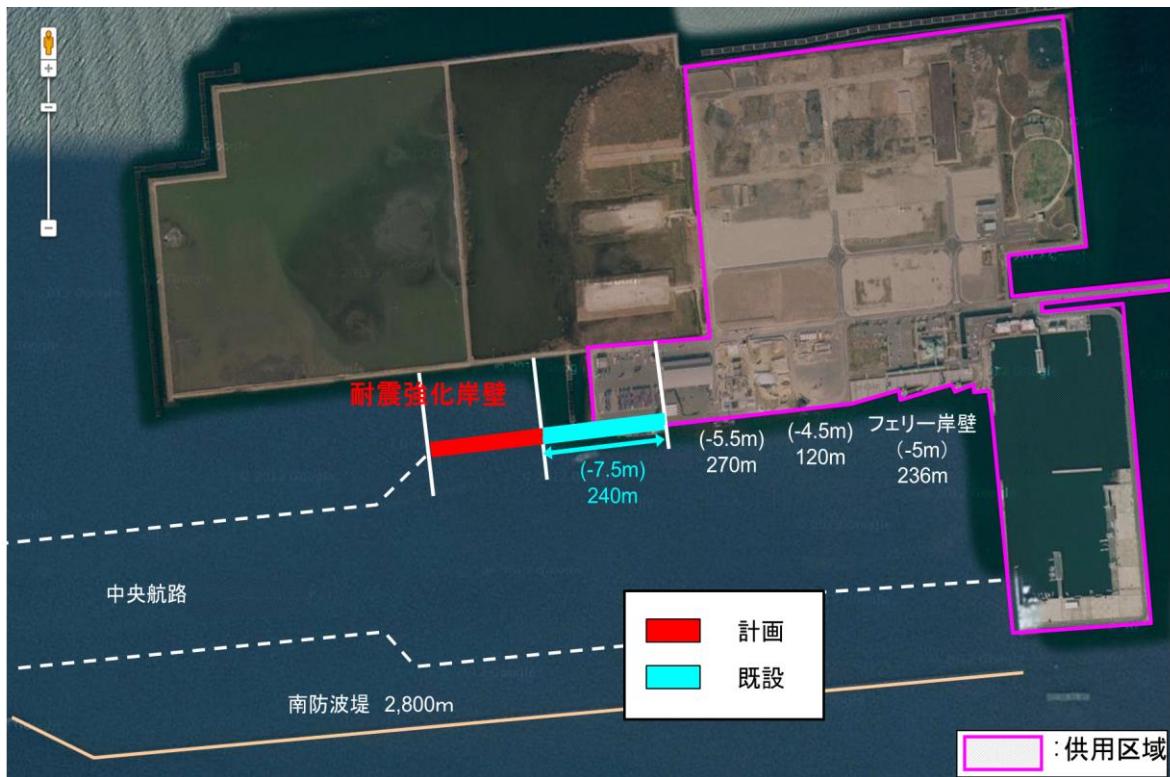
のことから、熊本港は、物流・人流拠点のみならず、防災拠点としても極めて重要であると再認識したところであり、今後の災害対応力の強化に向けて、港湾機能の強靭化、特に、国により調査・検討が進められている耐震強化岸壁の整備は不可欠です。

加えて、昨年7月から、本田技研工業株式会社が部品輸入で本格的に熊本港の利用を開始したことなどからコンテナ取扱量が大きく増加するとともに、本年は「シルバー・ディスカバラー」が4月に2回寄港し「にっぽん丸」が10月に2回寄港する予定であるなど、更なる物流・人流拠点としてのニーズも高まる中、大型船舶が停泊できず、貨物航路やクルーズ船誘致に支障をきたしております。

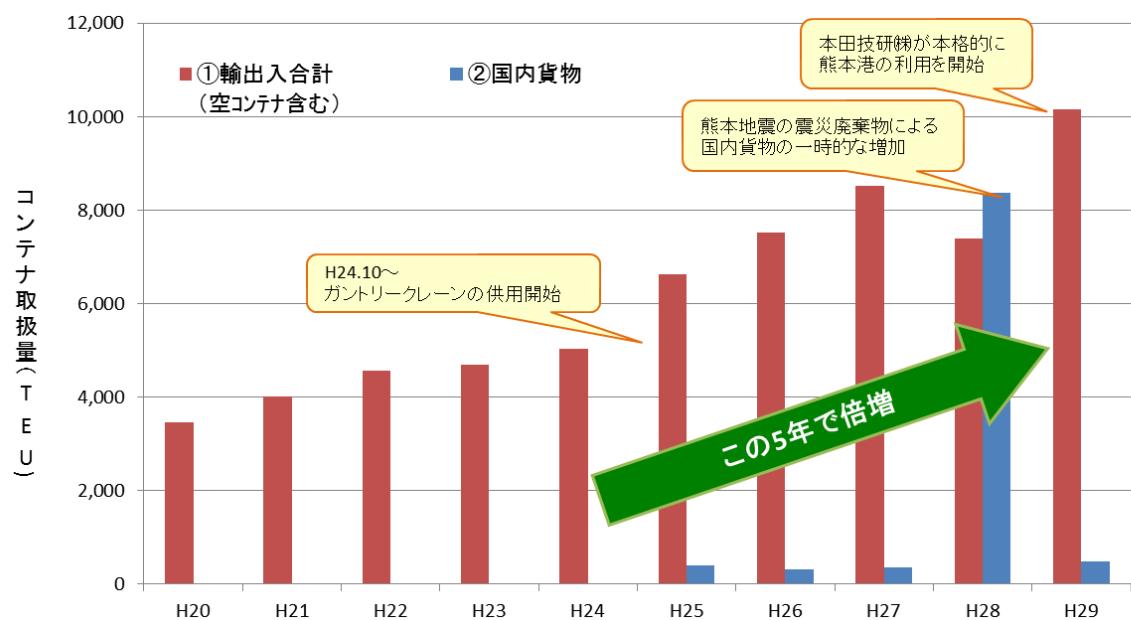
つきましては、熊本港の災害対応力の強化及び物流・人流拠点機能の充実に向けて、次のとおり要望いたします。

一、 熊本港の耐震強化岸壁の早期整備に向けて取組んでいただきたい。

【熊本港の整備状況】



【熊本港におけるコンテナ取扱量の推移】



下水道事業の国庫補助制度による適切な財政支援

【国土交通省】

公共下水道は、速やかに汚水を排除することによって公衆衛生を向上させ、汚水を浄化し放流することによって公共用水域の水質を保全するとともに、近年頻発するゲリラ豪雨等による都市型水害から国民の生命や財産を守るなど、極めて公共性の高い社会資本であり、水質汚濁防止法では国の責務が明示され、下水道法においても明確に施設の設置に加えて改築も国庫補助の対象としております。

下水道施設の老朽化が進行する中にあって、ストックマネジメントの考え方による適切な維持管理を行うことは当然ですが、適時に改築更新をしなければ公共下水道の本来の役割を果たすことが困難になるとともに道路陥没等のリスクも高まってまいります。

平成28年熊本地震においては、全国各地から多くの物的支援や人的支援をいただきながら災害復旧活動等を行う中で、災害時における緊急輸送路の重要性を言葉としてではなく体験として再認識したところであり、下水道管きょの老朽化による道路陥没は平時における社会経済活動への影響はもとより、災害時においては人命救助にも大きな影響を及ぼすものと考えております。

このように公共性の高い下水道事業は、現行の国庫補助制度を前提として運営しており、下水道施設の改築への国費負担が無くなつた場合、財源不足を補うための使用料の引上げにつながるとともに一般会計への負担も増加することが懸念されます。

また、人口74万人を擁する本市の上水道は、水源の全てが地下水であるという全国的にも稀な都市であり、その水環境を守るために地下水保全の取組が、2013年国連“生命の水（Water for Life）”最優秀賞（水管理部門）を受賞しています。

下水道事業は水循環システムの中において汚水をきれいにして自然に返すという重要な役割を担っており、下水道施設を健全な状態に保たなければ水道水源である地下水への悪影響も懸念されます。

今後も、公共下水道の役割を適切に果たしていくとともに、豊富で清廉な水資源を次世代に引き継いでいくためにも、下水道施設の改築更新を計画的に実施し、適切に維持管理することが重要です。

つきましては、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するためには、次のとおり要望いたします。

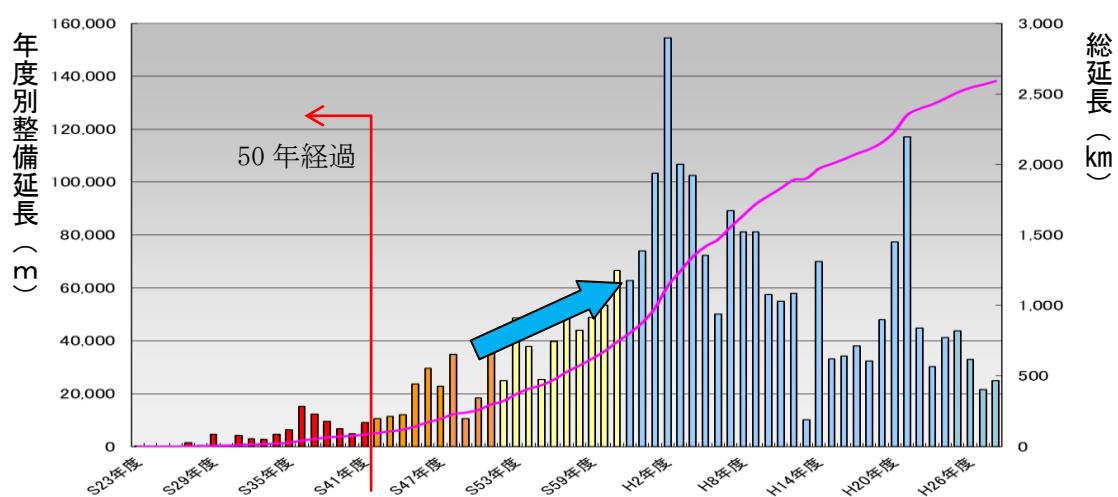
一、 下水道施設の改築に係る国費負担について、都市の安全や安心を確保するため、公衆衛生の向上や公共用海域の水質保全など、下水道の公共的役割に対する国の責務の観点から、確実に継続していただきたい。

【下水道使用料収入の推移】

(単位：百万円)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
決算額(税抜)	10,644	10,512	10,502	10,570	10,546	10,515	10,578	10,454	10,562	9,894
対前年増減額	▲32	▲ 132	▲ 10	67	▲ 23	▲ 31	63	▲ 124	108	▲ 668
伸び率	-0.3%	-1.2%	-0.1%	0.6%	-0.2%	-0.3%	0.6%	-1.2%	1.0%	-6.3%
10年トレンド	毎年度▲0.2%程度の減少(H22合併、H28震災などの特殊要因を除く)									

【熊本市における年度別管きょ整備延長】



※古くから下水道事業に取り組んできた本市では、今後耐用年数を超過する管きょが急増することから、管きょ改築事業の着実な推進が求められる。

環境省

容器包装リサイクル制度における処理体制の見直し

【環境省】

現在の容器包装リサイクル制度では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条及び第10条に基づき、市町村が分別収集の一環として選別作業を行うとともに、再商品化事業者も再商品化工程の中で重ねて選別作業を行っています。

この作業工程において、市町村が行っている選別作業は処理費用が嵩むことから、他市町村においては、財政負担に耐えかねて分別収集を行わないところや止めるところも出てきており、再商品化の促進を阻害する要因の一つとなっています。

また、本市をはじめとする多くの市町村では、容器包装リサイクル制度の対象ではないこと等により「製品プラスチック」を焼却又は埋却処分しており、リサイクルが進んでいない現状もあります。

つきましては、容器包装リサイクル制度について、市町村の事務効率化、処理費用の低減（社会全体のコスト低減）、資源有効利用率（リサイクル率）の最大化等のため、次のとおり要望いたします。

一、容器包装リサイクル制度における選別作業の費用低減が図られるよう、市町村が行っている選別作業を再商品化事業者が行う選別作業へ一本化する等作業工程を見直していただきたい。

一、「製品プラスチック」を「プラスチック製容器包装」と一括して市町村が回収する場合、再商品化事業者にて処理できる体制を構築していただきたい。

【本市のプラスチック製容器包装のリサイクルの流れ】

プラスチック製容器包装の分別収集（ステーション収集、週1回）を行い、収集物を容器包装と不適物に選別し、指定法人が指定する再商品化事業者へ引き渡している。



【プラスチック製容器包装に係る収集量及び資源化量】

(単位 : t)

項目	H24	H25	H26	H27	H28
収集量	5,057	5,135	5,130	5,378	4,964
資源化量	4,131	4,217	4,467	4,384	4,279

【プラスチック製容器包装に係る処理経費】

(単位 : 千円)

項目	H24	H25	H26	H27 ※1	H28
収集運搬	196,638	196,638	196,638	164,637	164,047
残渣焼却	11,110	15,652	10,057	6,295	6,478
残渣埋立	4,148	5,624	4,437	2,847	3,353
資源化※2	175,763	175,763	175,763	120,722	120,722
計	387,659	393,677	386,895	294,501	294,600

※1 収集運搬費用等がH27年度以降減少しているのは、入札結果によるもの

※2 資源化にかかる費用=選別業者に委託することにより発生している費用

【本市の家庭ごみのリサイクル率】2020年度（平成32年度）目標値 30%

(単位 : %)

項目	H24	H25	H26	H27	H28
リサイクル率	21.4	22.3	21.5	21.6	25.3

【本市の製品プラスチック年間焼却量】推定 2,451トン